

議事日程（第3号）

平成27年 3月 5日 午前9時開議

- 日程第1 第2号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例制定の件
- 日程第2 第3号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例制定の件
- 第4号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例制定の件
- 日程第3 第5号議案 神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
- 日程第4 第6号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第7号議案 神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関す
る条例制定の件
- 第8号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第9号議案 神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第10号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第11号議案 神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第12号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第13号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第14号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第16号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例制定の件
- 日程第13 第18号議案 神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第19号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第20号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例制定の件

- 日程第16 第21号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
- 日程第17 第22号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 日程第18 第23号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 日程第19 第24号議案 神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコー笠形）の指定管理者指定の件
- 日程第20 第25号議案 神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件
- 日程第21 第26号議案 神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件
- 日程第22 第27号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第28号議案 神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件
- 日程第24 第29号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 日程第25 第30号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 日程第26 第31号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 日程第27 第32号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第28 第33号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第29 第34号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第30 第35号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 第36号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 第37号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 第38号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 第39号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 第40号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 第41号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 第42号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第38 第43号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 第44号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第40 第45号議案 平成27年度神河町一般会計予算
- 日程第41 第46号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算

日程第42	第47号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第43	第48号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第44	第49号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第45	第50号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第46	第51号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
日程第47	第52号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第48	第53号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第49	第54号議案	平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第50	第55号議案	平成27年度神河町水道事業会計予算
日程第51	第56号議案	平成27年度神河町下水道事業会計予算
日程第52	第57号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	第2号議案	神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件
日程第2	第3号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
	第4号議案	神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件
日程第3	第5号議案	神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
日程第4	第6号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
	第7号議案	神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件
	第8号議案	神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第9号議案	神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第10号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第11号議案	神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第12号議案	神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第13号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第14号議案	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第15号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第16号議案	神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

- 第17号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第18号議案 神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第19号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第20号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第21号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
- 日程第17 第22号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 日程第18 第23号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 日程第19 第24号議案 神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコ笠形）の指定管理者指定の件
- 日程第20 第25号議案 神河町公の施設（神河町グリーンエコ笠形体育施設）の指定管理者指定の件
- 日程第21 第26号議案 神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件
- 日程第22 第27号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第28号議案 神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件
- 日程第24 第29号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 日程第25 第30号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 日程第26 第31号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 日程第27 第32号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第28 第33号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第29 第34号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第30 第35号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 第36号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 第37号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 第38号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 第39号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）

日程第35	第40号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第36	第41号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第37	第42号議案	平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第38	第43号議案	平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第39	第44号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第40	第45号議案	平成27年度神河町一般会計予算
日程第41	第46号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第42	第47号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第43	第48号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第44	第49号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第45	第50号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第46	第51号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
日程第47	第52号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第48	第53号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第49	第54号議案	平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第50	第55号議案	平成27年度神河町水道事業会計予算
日程第51	第56号議案	平成27年度神河町下水道事業会計予算
日程第52	第57号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 主査 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 建設課長 石堂浩一

副町長	細岡重義	建設課参事	藤原龍馬
教育長	澤田博行	地籍課長	坂本康弘
会計管理者兼会計課長	谷口勝則	上下水道課長	橋本三千也
総務課長	前田義人	健康福祉課長兼地域局長	
総務課参事兼財政特命参事			佐古正雄
	太田俊幸	病院事務長	細岡弘之
情報センター所長	村岡悟	病院事務次長兼医事課長	
税務課長	玉田享		浅田譲二
住民生活課長	吉岡嘉宏	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事			藤原秀明
	足立和裕	教育課長	松田隆幸
地域振興課長	野村浩平	教育課参事	藤原良喜
地域振興課参事	小林一三	教育課副課長兼センター所長	
			坂田英之

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。定刻までに御参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第62回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

質疑に入る前に若干申し上げておきます。

会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。

なお、執行部、答弁者におかれましては、質問の内容を十分把握されて的確な答弁をお願いしておきます。

会議規則第54条及び第55条の精神遵守の上、会議進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

● ● ●

日程第1 第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第2号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件を議題といたします。

この件につきまして、住民生活課長のほうから追加資料が出されておりますので、先

にそれを説明をしていただきます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。おはようございます。

追加資料を出ささせていただいております。これは、幼稚園の保育料につきましては追加資料がございましたが、保育所の保育料の資料をつけておりませんでしたのでつけさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

端的に申し上げますと、表にございますように、上側に平成26年度の保育料、次は27年度の利用者負担額ということで27年度の家を示させていただいております。これは料金は据え置きです。変わっている箇所は、26年度の上側の表でいいますと、第4階層から第8階層については所得税額で判定をしておりました。下側の27年度の階層ですね、第3階層から第8階層については、今度は町民税、住民税ですね、町民税所得割の課税額に置きかえるということで、所得税と町民税につきましては税額控除額は違いますので金額は違いますが、住民の方の所得階層についてはほぼ一緒ということで、影響が出ないようにしております。

それと、このたびの子ども・子育て支援法により保育標準時間と保育短時間という区分ができて、書いてますように、保育標準時間とは11時間の保育、保育短時間は8時間ですね。3)番に書いてますけど、そういうことで、保育短時間につきましては時間が短うございますので、下側に書いてます国の例を参考に、金額を若干安目に設定をしているというところであります。

一番下が国の27年度の家でございます。これは端的に言いますと、例えば一番下の第8階層、これで見ますと3歳未満児は10万4,000円。神河町につきましては、第8階層、3歳未満児、保育標準時間は6万3,000円ということで、お安くして少しでも保育しやすいようにということで、国の表よりは安く設定をしているというところでございます。

以上が概略説明でございます。失礼しました。

○議長（安部 重助君） それでは、本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今、住民生活課長の説明では、以前が所得税割だったのが今度、町民税の所得割の課税額の方に変更したんだということで、その根拠として、所得税の方と住民税の所得割はほとんど階層としては変わらないからという御説明でございましたけども、年少扶養、国税である所得税については年少扶養のほうがないけども、町民税の場合はその分が控除されるので、より町民税の所得割の課税額で区分した方が私は適切であろうと。だから、変わらないというよりも、むしろそのほうがより適切だからこのように変えましたという説明のほうが適切であると考えますけども、いかがでございましょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。すばらしいお話やと思います。年少扶養控除の件で住民税に適用ということ、ありがとうございます。

それともう1点は、なぜ所得税から住民税に変えたかと申しますと、これは国が変えたのに準拠したわけですが、転入があったときに各自治体の所得証明書を持ってこられると。それを、今までですと税の計算をやり直して所得税に戻していたという非常に手間な作業が転入者についてはありまして、それもこのたび解消しようということで、住民税の所得割を採用というふうになりました。あわせて御説明します。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。ほか、特にないようでしたら質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでしたので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第2号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託すること決定しました。

日程第2 第3号議案及び第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第3号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件及び第4号議案、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ないようでしたら質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでしたので、質疑を終結いたします。これより各議案ごとに討論に入ります。

まず、第3号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでしたので、討論を終結し、第3号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第4号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第4号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第5号議案、神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。この条例につきまして、現在まだゆず酒というものは、それぞれ店舗に販売と申しますか、ある程度の限定されたこの販売店での販売という形で、町民に簡単に手に今入らない現状、これから先、数をふやして入らすと思うんですけれど、そういった販売ルートにつきましてはどういう考えを持っておりますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。現在、取り扱いしていただいております店舗は、グリーンエコー笠形、モンテ・ローザと荒木商店と坂田酒店さんでございまして、4店舗でございます。この中で取り扱いにつきましては、私どものほうから各酒屋さんのほうにお願いをしたところ、4店舗だけがオーケーとなったという経緯がございまして、これにつきましては、今後とももっともっとお願いしていかなあかなというふうなことでございます。

あと、提供いただく飲食店につきまして、課員が手分けして飲食店回りをしまして、ぜひともゆず酒を使って料理を提供のときに出していただきたいというお願いをして回っております。おおむねどこも前向きに検討しようという回答をいただいております。今後4月以降、取り扱っていただける飲食店がふえていくんじゃないかなというふうに期待しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。本年度は5,000本という本数でしたけど、後にはそれぞれ品不足ということがない形の製造がされると思います。それに

よって単価的なもの、乾杯するのに素直に皆でしましよと言いながら、それぞれ値段的なものは少し高くなる面もある中で、それで町民が素直に、じゃあこれを乾杯しようという形の思いが伝わっていくのか、そこらあたりの思いはいかがですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。特産開発に当たりまして何が一番いいかなというところで、今までも取り組んでおりますのが一番量が多いユズ製品でございます。その中でもJAによります加工品、あと地元の加工グループによります加工品等がございます。それだけじゃやはりユズの使用量がまだまだ少ないというところもございまして、ぜひともゆず酒にしてたくさんの方に、今までじゃないアプローチの仕方で、楽しんでユズに親しんでいただけないかという思いでつくったのが今回のゆず酒でございまして、400キロで5,000本ということでございます。これユズを焼酎に漬けて飲んでユズの風味を非常にうまく生かしていただいたつくり方だなと私どもは思っております。

こういうようなことで、どんどんどんどん消費もふやす。ふやす方法としましては、小売の500ミリリットル瓶で1本税込み約1,300円、グリーンエコーで販売しております。それだけじゃなしに、業務用の一升瓶も実は大石酒造さんにつくっていただいております。それにつきましては、これと比べて非常に割安な価格でグリーンエコーさんのほうへ卸しているという状況もございます。飲食店につきましては、こういう業務用の一升瓶を使っていただくということもあわせてお願いしていったら、どんどん提供できる店がふえるように努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 単価的に今のところ500ミリが1,300円となれば、普通の日本酒と考えれば倍近くの単価と。これも一つ、熊本県の大石酒造ですか、そこへお願いしたのがなぜかと思うんですけど、町内には酒造所がないんですけど、もっと近隣、近くにあったかと思うんですけど、なぜそこであったのかということと、前の説明の中で、ブルーベリー酒ができると。その関連の条例もということがあったんですが、この絡みについて、この2点、どういうふうにご検討いただけますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。大石酒造さんに頼みましたのは、観光アドバイザーを務めていただいております広中先生が熊本県のくまモンを中心とした地域おこしに非常にかかわっていただいておりますというところから、米焼酎が非常においしいというところをお聞きしまして、それであればユズを、今までユズのリキュールでいいますと、柚子のさきやきいうのをグリーンエコーでつくっております。ですが、それもなかなか売れなくて、ちょっと製造もストップしていたという状況もございますので、新たな取り組みとして焼酎、今ビールより焼酎で乾杯というようなテ

レビでのコマーシャルもしております。非常に焼酎の製造量がふえているとお聞きしておりますので、そこでユズの風味をできるだけ残していただけるお酒をつくっていただきたいとお願いしてつくったものでございまして、実は大石酒造だけじゃなしに、姫路のエルデベルグ平井というところでもユズ酒をつくられております。これにつきましては日本酒をもとにしてつくられておりまして、これも神河町のユズを使っていただいております、ゆず酒だけじゃなしに、この会社のユズ酒についても同じように飲んでいただけたらなと思っております。これは500ミリリットルで1,500円とお聞きしております、どうしても販売価格は高くなってしまいうような現状のようでございます。

あとブルーベリーにつきましては、ことしつくったんですけども、試作の段階でのブルーベリーの実の熟成度と、実際に230本つくる段階でのブルーベリーの熟成度が若干違っていたというようなこともございまして、試作の味が本番ではちょっと生かし切れていなかったというような反省点もございまして、もう少しブルーベリーの生産量が多くなれば安定した品質の果実がとれるようになり、それによって安定したお酒ができるようになるんじゃないかなと考えております。その際には、ゆず酒と同じようにブルーベリーにつきましてもお酒の普及に努めていきたいと考えておりますが、現在ではまだその段階までは至っていないと私どもは判断しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。今言われたブルーベリー酒もできるようになれば、これに追加してゆず酒とブルーベリー酒を一緒にして条例化したいということではええんでしょうか。

それと、この目的に会合とありますが、どこら辺までの会合、要するに半公的なものというか各区の何かあるときとか、それを超えて、極端に言やあ同窓会があるなり結婚披露宴があるなり、そういう意味で広くの会合、要するに公のものなのか、それとも、いや、全くの集まりでやっていただきたいんやという趣旨、それはどこら辺まで、家や含んでおられるのか、目的にありますので、会合の範囲、わかればお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 会合の範囲といいますのは、私どもが考えておりますのは隣保単位とか各種団体での会議、各種団体での慰労会等、年間数回される思うんですけども、そういうような場合におきまして、まず最初はビールで乾杯するところを、ビールじゃなしにゆず酒でまず最初に乾杯していただきたいというふうなことを考えております。

それとブルーベリーにつきましては、議員おっしゃいましたように、もう少し安定的につくれるようになりましたら、ゆず酒にあわせてブルーベリーの乾杯条例も制定に向けて取り組みたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） いみじくも、去年の暮れやったかな、ちょっと区の会合がありまして、区長さんがえらい勧められるんで、ゆず酒があるんや、それとブルーベリー酒があるんや、ちょっとみんな飲んでみようやというようなあれがあったんで、その布石があったんかなという、前に宣伝されとったんかなという思いもあったんですけども、そういう意味でもやはり宣伝、PRですね、いろんなどこでPRすれば、おかわり何本もいうわけにはいきませんが、値段が、要するに悪いけど高いですから、最初のほんま1杯という、両方ともゆず酒もブルーベリー酒も飲ませていただきましたけど、それぞれの好みはありますでしょうけども、1杯程度やったらええかなというぐらいな気持ちはありましたけれども。PRの方法を、その取扱店が4店しかないというのがまずネックであるし、観光協会とかああいうところでは酒類は売られへんのかな、そこら辺はちょっと法律的なことはわかりませんが、今後のPRをどないするか、もっと要するに町内でまず広めていただいて、どっか行くときに手土産で他町へ持っていくとかいうぐらいの意気込みはどれぐらいの、PRをどのように考えておられますか、今後どういうふうにしてPRするか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。御指摘のようにPRが一番大事でございまして、つくるのは簡単言うたらおかしいんですけども、後、売らなアカんと。みんなに親しんでいただくのが究極の目的でございまして、それにつきましては、まずは足固めとして、町内での飲食店での取扱量を何とかふやしていきたいというふうに考えております。

観光協会につきましては、残念ながらお酒の販売免許を持っておりませんので、法人じゃないと取得できない、観光協会は任意団体でございまして取得できないところで、その辺もちょっと今後検討していかなアカんと、観光協会の組織としまして、というような思いも持っております。対外的には私どもはマスコミ等々のつき合いも結構ありますので、もう少しマスコミも通して実際に記者の方にも飲んでいただいて、PRどんどんしていった記事にさせていただく。

それと、この前も副町長が、県の会議の中で壇上に上がってゆず酒とブルーベリー酒をPRしていただいたというようなことがございます。そういうこともあわせて、機会あるごとにPRに努めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 観光協会では売れないと、やはり法律上の問題があるということですけども、PRはできるんかな。というのは、どここの酒屋さん行っていただくと、こういうおいしい神河町の特産品のゆず酒がありますよ、こういうもんが売られてますというようなPRはできるのかなということですよ。要するに外から来られたら、まず電車等で来られたらちょっと寄ってみようかなというあれがあるんでね、

違う意味での販路拡大にはPR、今言われたとおりなんで、観光協会でも大々的にPRはできるのかな。そこら辺をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。御指摘のとおりPRは十分できます。これにつきましては、観光協会の事務局、会長さんともお話ししてごんどん取り組むつもりでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。今の説明では、いわゆる皆さんが潤沢に手に入る状況ではまだないということなんですけども、こういう条例を制定するについては、やっぱり住民さんにも自由にいつでも買える状況になってからしないと、まだ販売経路もしっかりできてない状況でするのは、ちょっといささか尚早ではないのかなというような気がいたします。特産をつくろうとするからこういう条例をつくろうと考えられますと、ほかもたくさんつくらなあかんようになりまして、かえってバランスもおかしくなりますので、やはり足元を固めて、できる状態からすべきじゃないかと考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。町内の特産を町外に売するためには、町内におきましてその特産品が町民の方に親しんでいただいている、そういう実績がやはり対外的にも大事であろうと考えております。そのために、まず第一弾としましてゆず酒条例を何とか制定させていただきたいという思いでございます。町内の特産品につきましても、JAの商品はJAでとか、あと観光施設でしか買えないと、ほかのお店では売っていないというところもございます。それはつくっているところの販売ルートというのがありますので仕方がないかなとは思いますが、今回は町がかかわってゆず酒を特産品として開発しておりますので、少しでも多くの販売店で取り扱いしていただいて飲食店でも取り扱いしていただいて、町民が親しむゆず酒、それを観光にお越しになった方にも町の特産品として買って帰っていただけるというように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。これ原料になりますところのユズについてちょっとお尋ねをしたいんですが、提案のときには、これ生産量が60トンという話だったと思うんですが、先ほどの野村課長の話の中で、この60トンというよりも、生産量が60トンで出荷量が60トンなのか、実際にユズは大半JAのほうに出荷されてると思うんですが、神河町全体の中でユズそのものの生産量がどれだけあり、それでどれだけ出荷、それはやっぱり露地で販売されておられるものがありますので全体の量

がつかみにくいとは思いますが、その辺の概要について教えていただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） ユズにつきましては、なり年と不なり年がございます。なり年であれば80トンぐらいは十分いってると思っております。不なり年は50トンいくかいかないか、50トンはいっているんですかね、と考えております。ほとんど90%がJAに出荷されているというところがございます。根宇野につきましては、根宇野の公民館の前に直売所がございますして、そこでユズ組合の方が、玉並びに自分らで加工した加工品を販売されているという状況でございます。その使用量が3トンぐらいは使って、もう少しあったかもしれません、ぐらいは使っているはずでございます。一言で60トンと、大まかな目安として言っている状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にないようございましたら質疑を終結いたしますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第4 第6号議案から第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第6号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、第7号議案、神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件及び第8号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

3議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 6号議案の関係で一旦お尋ねをしたいんですが、このたびこの条例改正によりまして教育長が特別職の給与条例のほうで組み込まれたわけですが、これまで教育長については一般職としての扱いがありましたんですが、今後取り扱いはどうなるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課副課長。

○教育課副課長兼センター所長（坂田 英之君） 教育課副課長、坂田でございます。先

ほど三谷議員さんおっしゃいましたとおり、これまでの教育長は一般職と同様の形で取り扱われておりましたが、今後は、議会同意を得るということには違いはないんですが、一般職に近い特別職ということで、町長、副町長とは違う形で一般職に近い特別職、こういう新たな特別職として整理する必要があるということで国からも通知を受けております。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。取り扱いじゃなくて、これは総務課長に聞いたほうがいいかもわかりませんが、給与費明細なんかでしたら今まで教育長は一般職として組んでましたんで、今回の当初予算見ますと教育長を含むということになってますんで、条例はこの特別職の中に入れるけど、扱いにつきましては従来どおり一般職、行政職というその考え方でいいかどうかお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。取り扱いについての詳細は、まだ具体的には検討の指示がまたこれから出るかもしれませんが、現時点においては従来どおりの記載の方法ということで記載をさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっとわかりにくい点がありますのでお尋ねいたします。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づいて、教育委員長と教育長が一本化するというような説明であったと思うんですね。それで、神河町におきましては現在の教育長の任期中については、旧法いうたらおかしいですが、現行どおりに対応していくんだというような提案説明がございました。その中でお尋ねするんですが、非常に幼稚な質問になるかもわかりませんが、法律改正後、それとぴたっと合う自治体においては、もう教育委員長という名前はなくなると、そういうふうを確認しているのかどうか。教育委員長がなくなって全てが教育長と、そういう形になるのかどうか、その辺についてちょっとわかりにくいんで、私の質問で、教育委員長がなくなるんだと思うんですが、それに間違いがないかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、新たな新教育長ができたことによりまして教育委員長はなくなります。市町によって違いますが、この4月1日をもって新たに一本化される市町もありますし、神河町のように現教育長、教育委員長を継続して、任期が来た段階で新たな教育長ということで設定される市町があるというところでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。わかりました。それに備えて今回一括

的に何点かの条例が改正されると、6号議案の中で、そういうことですね。

そうなりますと、ここで8条では、特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償及び旅費に関する条例が、いわゆる先行型で、神河町でしたら先行型で改正されますと。ということは、教育委員長という、欄いうたらおかしいですけども、事項が消えていくと。しかし、適用は教育長の任期中はやりますよということなんですね。そういうように思いますと、教育委員会の中で、これは条例じゃなしに公告式規則とか、それから教育委員会の会議規則、これは議決事項じゃないんですけども、そういったものの手直しいうんですか、改正ですね、これが必要だと思うんですが、そういったところについて説明をしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課副課長。

○教育課副課長兼センター所長（坂田 英之君） 教育課、坂田でございます。山下議員御指摘のとおり、3月10日に開きます教育委員会において、教育委員会規則、関係規則7規則でございますが、議案にいたしまして同日で公告する予定でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

○議員（3番 山下 皓司君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。議員としてまことに不勉強で申しわけない、お尋ねするんですけども、教育委員長及び教育長の任期はいつまでになっ
ておるのか、ちょっとお知らせいただけたらと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課副課長。

○教育課副課長兼センター所長（坂田 英之君） 現在の教育長、現行制度では教育長は、教育委員として議会の同意を得て教育委員の中から教育長として選ばれてるということで、教育長の委員としての任期は26年1月1日から29年12月31日までとなっております。（「29年」と呼ぶ者あり）はい。（「何月」と呼ぶ者あり）12月31日
でございます。（「教育委員長は」と呼ぶ者あり）教育委員長、はい。

○議長（安部 重助君） 教育課副課長。

○教育課副課長兼センター所長（坂田 英之君） 教育委員長のほうは、25年12月21日から29年12月20日でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより第6号議案と第7号議案について討論、採決をいたします。

まず、第6号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第6号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第7号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第7号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第8号議案についてお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第8号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第5 第9号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第9号議案、神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第9号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第10号議案、神河町職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。13ページの附則のところちょっと教えていただきたいんですが、この3に、切りかえ日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員でという形で、その中で3月31日までの間というようなことが書いてあります。これを解しますと、要はこの条例の改正後3カ年間の間については、現在の給料月額というんですか、そういったものを保障するということに受けとめたいんですけれども、これは技能労務職員の方のところでもわかりやすく書いてありますので、それと同一であろうかなというように解しております。30年の3月31日といいますと3年間になるんですかね、この施行後。その間で仮に給料がいわゆる給料月額に達しないと、3年間でね、切りかえ日前の給料額に達しないというようなことがあるのかなのか、皆3年間で救済できるのかということが1点と、それから、これの該当する職員ですね、全体は一般会計でいいますと126名でしたかね、ことし。そういった中で何人ぐらいがこれの適用受けるのかなというようなことであります。ちょっと教えていただきたいと思います。いわゆる救済されるという意味においてね、経過措置によって、全員大丈夫なんかいюこと。

ちょっと話があっちこっち行くかもわかりませんが、3回という制限がありますので加えて質問しますけれども、この給料の、減額と言うのがわかりやすいかと思うんですが、これによって、平成27年度の一般会計に限ってでよろしいので、仮にこの条例がなかったとしたら、現在の人件費、わかりやすく言いますと人件費がどの程度多かったのか、その辺わかりましたらお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。詳細なお話というのはちょっとしかねますが、3年間の現在の給料を保障するということになるのかということに関しては、そのとおりであります。3年間、現在の給料を保障するということの附則であります。

対象なんですけれども、おおむね給料が、給料月額の改定で先般見ていただきましたとおり、35歳くらいのところからもうマイナスに入っておりますので、昇給があったとしても昇給の間差が少ないところはやはり下がるということになっていきますので、想像してます範囲ですが、40歳くらいからはもう恐らく保障というふうな形になろうかと思っております。定かではありませんが、そういうイメージを持っております。

この3カ年で全ての職員が現給保障が保障できるかというか、救済できるかということなんですが、過去の例から見てみますと、おおむね救済ができていくのではないかなと思います。ただ、4級から5級のところ、4級在職、課長補佐クラスということになります。から5級、副課長クラスということになります。ここは任用の関係がありますので、全ての者が4級から5級に定期的に行くかということについては保障しかねますので、

それは任用の関係で多少影響が出るかもしれません。

それと、影響額のほうですが、直ちにちょっとお答えするということができせんけれども、平均で級別によって影響額、率が若干違います。先般説明をさせていただきましたとおりでして、5、6級になってきますと、マイナス幅が平均で2パーですから2から3に近いマイナス幅になります。若い級、2級あたりになりますと1.何%ということで2%にいかないということになります。

すいません、総額の差が幾ら出るかということについては、ちょっと把握、現在してません。お答えが今すぐにはできません。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。私がそういう傾向かなということについて思っておりましたような内容であるということが確認できました。

ちょっとこれは勉強のようになるんですが、続いて、この条例の中に附則18項がございすね。その中で、条例ではたしか1.5という表現になっておったと思うんですね。今の、この今回改正条例の中の附則の3では、附則第18項の規定によって給与が減じられてる職員ということで、当該額に98.5というような表現になっておりますが、これは100じゃなしに98.5ですということはようわかるんですが、その辺の絡みと、これにこの神河町において該当している職員があるんでしょうかね、その辺についてはどうでしょう。

それからもう一つは、これもきょう、どういう議事になるかわかりませんけども、今条例の中で私が質問しました1回目の2点目ですね、やっぱりこれによっていわゆる人件費がこれだけ減ったんですよということは、ひとつ何らかの目安ででも答弁いただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。まず、100分の98.5、マイナス1.5%ということになります。該当者ですが、55歳以上で管理職というところになってきますので、現在でいいますと6級ですね、6級になりますから正課長は全員このマイナス1.5%の対象者ということになりますので、20名はいますということになります。

影響額のところなんです。申しわけありません、手元の資料の中で直ちに出てこないの、幾らということちょっと明言できる状態では今ありません。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今回、改正対象となっている条項の内容については理解できるわけでありませうけども、この給与条例第18条第2項第2号、持ち家手当について今回改正する意思があるのかなのか、その点を御確認さ

せていただきます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。持ち家手当につきましては、従来から課題であるということで御意見いただいと十分理解をしております。現行考えてますのは、28年度4月からの廃止を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。ということでございますので、今回、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、この議案の修正動議のほうを提出したいというように思います。

○議長（安部 重助君） ここで、今、藤原日順議員のほうから修正の動議が出ました。

ここで暫時休憩をいたしまして、ちょっと調整させていただきますので、よろしくお願いたします。再開は後ほどまた総務課長を通じて連絡させていただきますので、御了承願います。

午前 9時51分休憩

午前10時38分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま第10号議案の審議中でございます。先ほど休憩前に、本案に対して2番、藤原日順議員から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。第10号議案の神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出させていただきたいというように思います。

平成21年8月25日付で人事院勧告及び総務省の事務次官通知を受けまして、平成22年度からは国家公務員において持ち家手当が廃止されました。翌年、平成23年度から、兵庫県においても同じように持ち家手当が廃止されております。及び兵庫県下41市町のうち21市町でもう既に廃止されているという現況、昨今の社会経済情勢及び世論状況に鑑みまして、職員の第2号住居手当、持ち家手当は、当分の間支給停止とすべきであるという内容でございます。

裏面に修正案を添付しております。一部を次のように修正する。附則第8項の後に次の1項を加えるということで、第9項という形で住居手当の一部支給停止、条例第18条第2項第2号中、1,000円及び2,500円とあるのを当分の間ゼロ円とするというのが修正案の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） ただいま修正案の説明がございました。

修正案に対する質疑に入ります。どなたか質疑ございますか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、修正案に対する質疑を終結します。

続けます。原案に対する質疑がまだ終了しておりませんので、原案に対する質疑も続けたいと思います。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺でございます。20条2項中の件なんですけれども、距離別のこれ交通費に係る分だと思うんです、を改定されてるんですけども、例を言いましたら1万2,000円が1万3,000円とかですか、この件に関してなんですけど、その算出根拠を教えてくださいお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。距離別の算出根拠ということですけども、人勧の中で計算根拠というのは具体的に実は示されておりません。民間の支給実態と比較した結果、公務のほうがその金額に該当する部分が低位にあるということで、合わせるというふうな勧告内容ということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） すいません、不勉強で申しわけないんですけども、これの性格上というものは、単身赴任された方が月に1度ないし2度、家のほうに帰ってこられるための交通費という理解でよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御推察のとおりです。家へ帰ってくる時の交通費ということで、もともとの変更前が年間に9回というふうにされてたものを、年間に12回というふうに改めるといふ部分も含まれております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。この給料表、以前はたしかもうちょっと号給の段差も少なかったと思うんですけど、昔の階層から4段階に分けられてこの細分化表になってると思うんですけど、この分けられた理由が勤務評価を踏まえて、いわゆる1年に4号給上げる方等それぞれ使い分けするためにされたと思うんですけども、そのやり方で今実際運営されてるのかということと、もう1点、昇格運用はどういう形になってるか、もしその例があるなら教えていただきたいのと、わたりの制度も踏まえてどうなってるかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問のとおりです。段階は細かく分かれまして勤務状態を評価して上げていくということでありまして、評価して良好であ

れば4つ、だめであれば少なくというふうな運用で運用していくということになってます。

それと、もう一つの昇格運用のほうですが、昔でよく言う言葉で、わたりというふうなことでやっておりました分につきましては、現在は、それぞれの級に何年在級すると次の級に行くんですよというふうなことが決まっております。決まっておりますのは、規則のほうに実はうたってありまして、第4条関係ということで別表2というのが規則のほうに実はあるんですけども、そちらのほうに、基本的な考え方としては1級に8年、2級に4年、3級に10年。4級は今度5級ということになりますので、5級は副課長、管理職でありますので、任用の関係で年数は決まっておりません。任用されるタイミングということになります。8年、4年、10年といったところが標準ということになってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） そしたら昇給で、4号給じゃなくて分けられてるやり方で実際されてるんですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 実際にしてるかということですが、ペーパー上で評価をするところを、今後、地方公務員法にも入ってきました。給料表そのものは国家公務員の給料表ですので4段階に分かれていくというふうなことになってますけれども、義務づけがこれまでなかったものですから、任命権者の判断で評価をするということで評価をしています。これまでも、その評価の結果、優良であれば4というふうな運用をしてきてるといふことでもあります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3回目になるんですが、ちょっと時間がありましたんで、総務課長、概略、大方でよろしいんで説明をいただきたいと思います。要は、人件費がどの程度変わったかいうんか、据え置かれたと言うんがいいんかわかりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。先ほどは申しわけありませんでした。金額の影響額ということで、病院を除く一般会計、その他特別会計含んでということで、概略で1,200万程度が引き下がるという計算になります。1,200万程度が引き下がるという影響です。

計算の仕方ですけれども、昨年12月に一旦人勧で給与を上げると、上昇改定をさせていただきました。上昇改定をさせていただいた状態の給料表と、それから今回提案させていただいております改正後の給料表を、同じ級に同じ職員がいたとしたらという想定で影響額が幾らであるかということ計算させていただきましたら、1,200万余り

ということであります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。原案に対する質疑を終結してもよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ここで原案並びに修正案に対する質疑を終結します。

第10号議案並びに修正案について討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を求めます。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、原案及び修正案、反対者の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 修正案提出者の藤原でございます。持ち家手当につきましては、前も申しましたとおり、固定資産税の減免に相当する、かつ表現を変えるならば税金の従業員割引に当たるのではないかとということで、私はこの修正案のほうに賛成をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに、ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

まず、藤原日順議員から提出されました第10号議案の修正案を採決いたします。本修正案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立少数であります。修正案は否決しました。

次に、第10号議案を原案について採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第11号議案、神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思っております。

今回の条例改正の中で第1条中、職員の次に職員以外の者を加えるという改正でございますが、この職員以外の者というのは、具体的にどのような職というんですか、方を指すのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 具体的な例で申し上げますと、これまでも支給を準ずるといふような形で支給させていただいてたと、例えば各種団体の委員の方であるとか、これ公用車で移動してるときはいいんですけれども、実際にJRを使う等々、公共交通機関を使いますと実費が発生します。そういったときに各職員でない方の旅費というのは職員の旅費規定に準じてやってたんですが、法令の読み取りからするときっちり位置づけておかないといけないであろうということで、その他の者ということを入れさせていただこうと。さらに具体的に言いますと、近年、観光PR等々、商工会、また観光協会の方々とも一緒に大阪まで行くといったようなことが起きますが、その際にどこを適用するのかということになってまいりますので、そういった実態に合わせた条例改正ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。内容はよくわかりました。

ただ、この条例におきましては、2条でそれぞれ文言の定義がしてあると思うんです。先ほどの説明を聞きますと、単なる非常勤の特別職だけじゃなくして任意の団体の方も入られると思いますので、やはり条例等の中で、この職員以外の者がわかりやすくなるような定義というんですか、点は今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） ありがとうございます。不明確にならないということは大変、条例上大切かと思っておりますので、その他の者ということで今回対応させていただいておりますが、さらに研究、勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第11号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 1 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 8、第 1 2 号議案、神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。先ほどの条例にもあったんですけど、今回もこの「1時間あたり」の仮名から漢字にという、これ何か意味合い的なものがあるのですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。これまで各条例、規則等々にいろんな文言、平仮名であったり漢字であったりということが使われております。時代の変化とともに、公文書の扱いとして漢字のほうが適切であるとか平仮名のほうが適切であるというふうなことが出るわけですが、現在、公文書の取り扱いの中で、この「あたり」は漢字が公文書として適切であるということが出ておりますので、全ての議案を点検するわけにはいきませんので、改正が出る都度、その改正の中に適切な表現に変えていくという努力をさせていただいています。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。もう1点、単位婦人会を、団体を引き継ぐ団体を含むという方向にということなんですけれど、この団体はどういう形の団体と解釈してよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課長、前田です。町婦人会の解散に伴いまして、各地区の単位婦人会も解散された地域もありますし、今回ケースとして想定してますのは、例えば婦人会という名称ではなくて女性会といったような名称で活動を続けられてるところ等々もありますので、意味合いとして、旧婦人会ということを引き継いでおられる団体を含めたいということでこういう表現にしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。その団体は、町に登録ありますか、申請が必要であるのか。また、急遽それぞれそのサークル的な、区内とかなにでこういう催し、行事をやろうというときが上がったときには、それは採用になるのかならないのか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。特に登録等で管理をしているわけではございませんので、従来の婦人会、女性の活動団体であるということで区内で認められるような団体であれば、それで結構かと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっとくどい話が続きますけども、これは学校施設ということになってますね。ほかに町立の体育施設とかにも婦人会という文言が入ってる、規則ですね、これは、あるんですが、その辺も抜かりなくこれに準拠して修正されるということですね。ということは、これ町民の方に関係する条例改正ですのでね、その辺ちょっとしっかりと今説明をしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御推察のとおりでして、規則もございますし、さらには要綱等にも婦人会というふうな文言が出てまいります。この分につきましては、既に婦人会解散ということが決まりました後に、直ちに規則改正、要綱改正等々実はやらせていただいております。この中でこの1件、条例の部分が後になったというふうな形で対応をさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第12号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第13号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にないようございましたら質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第13号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第14号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特に質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第14号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第15号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 第16号議案及び第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第16号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び第17号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

2 議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねというか、教えていただきたいんですが、この条例2つが改正されますが、神河町内にこの地域密着型介護サービス事業者の数がわかっていたら教えてほしいんです。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。この地域密着型といいますのは、当然ながら神河町内に住所を有するという方でないとその施設利用ができないということでございますので、言いましたら、例えば去年の5月に開設をされました小規模多機能の事業所がございます。そういった事業所がまず対象になってくるというところでございます。それともう一つが、いわゆるグループホームというものがあります。そのグループホームについても、この方々についても基本的にはいわゆる神河町に住所を有しておられるという方が利用できます。そういったところでいいますと、グループホームゆうゆう、そして「さくら」さんのグループホーム、それと栗にありますほたるの里、こういったところの事業所が対象となると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。質疑、ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第16号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第16号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第17号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第17号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第18号議案、神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。

私自身は、この条例については、地方自治法上で定めてある公の施設の設置管理条例だと思っております。その中で、今回新たにこの子育て学習支援事業の項目をここに追加というのか、新たに1条を設けられまして適用除外という形でここに組み込まれたと、その考え方を教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） ただいまの三谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

条例につきましては、おっしゃるとおり施設の設置条例でございます。もう1点、参考資料に上げました子育て学習センター事業実施要綱につきましては、これは事業の実施要綱でございます。どちらもセンターとついておりますので非常にわかりにくいところではありますが、児童センターにつきましては施設の設置、学習センターにつきましては事業の実施要綱ということで御理解をいただきたいと思っております。

今回の趣旨につきましては、これまで児童センターで行われました事業、また職員はそちらに配置しておりました事業と、学習センターにつきましては大河内保健センターでやっておりました。今回の条例改正によりまして、どちらの職員も児童センターのほうに配置をいたします。どちらの職員につきましても、今回の条例改正で児童センターのほうに職員を配置をいたします。

その中で、これまでの経緯によりまして大河内保健センターでの事業もこれまでどおり当面の間実施していきたいという中で、設置条例の中で月曜日が休みだという部分に対して、保健センターで行っております子育て学習センターについては月曜日から金曜日まで事業を実施することになっておりますので、どちらでも事業ができるようにということで、児童センターでの条例の中で学習センター事業については除外規定とするというふうにさせていただいたところでございます。これまでの経緯もある中で、将来的には児童センターでの事業にした上で、寺前での学習センター事業のほか、越知でありますとか長谷等でも出張事業を展開していきたいというふうに考えております。そういう中で、当面移行期間としてこういう条例の形とさせていただいたところでございます。将来的には児童センターの設置条例の中で、できましたら年間通じて開

館をするというような条例に変えていきたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 児童センターなり子育て学習センターの状況はよくわかったんですが、1点、違う角度で質問をしたいと思うんです。

これ文書法制を担当してます総務課長に尋ねたほうがいいかもわからないんですが、この条例の中につきまして、施設の関係と事業の関係が混同したような形になってると思うんですね。このような条例の制定の仕方がいいのかどうか。ならば、子育て学習センターについては保健福祉センターのほうでも実施されますのでね、じゃあそちらのほうにこの今回追加した分を入れなくてもいいのかどうか、その辺の文書法制上での考え方を1点お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。1点は御指摘のとおりかと思えます。設管条例、施設の設置に関する条例、一方は事業を実施しますという事業の内容ということになってるので、混同してないかという御指摘かと思えます。見方によってはそのとおりだと思ってます。

1点、今回改正が必要というふうに文書法制のほうでも判断させていただきましたのは、臨時的に、または必要に応じて、不定期にこの子育て学習センターが児童センターを使用することに関しましては、その前条、教育委員会は必要があるときはということ一文入っておりますので、必要に応じて使用することは可能であります。ただ、今、将来計画がもう少し具体的になればと言ってますが、基本的にこの児童センターが閉館日である、休館日にある日に事業をやるということが恒常的に行われるということが見込まれますので、恒常的であれば、ひとまずこの適用除外ということで施設をあけていることも認めている設管条例であるというふうにしておく必要があろうということで、必要性を認めました。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第18号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第19号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第19号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第20号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。住所の要するに番地というか、の変更やと思うんですが、これの、要するにこれに至る原因は何でしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道課の橋本です。その原因について、はっきりしたことは明確ではないんですけども、平成17年の2町合併のときの例規をつくったときに、一括で提案させていただいて条例として承認をいただいておりますけども、その中でうちの事務的な最終的な確認ミスが、できていなかったことが原因かなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに地籍がどうのこうのいうわけではないんですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） あくまでも地番の表示の仕方いうんですかね、その間違い、錯誤だけであってということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第20号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第21号議案、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。構成市町の中で赤穂市が参加されていない理由をまず聞きたいのと、もう1点なんですけども、広域でいろいろ問題も出てこようかと思えますけども、私、かつて農業委員会に出向していたときに、平成の大合併のときに姫路市も加入されるということでいろいろ携わったわけなんですけども、姫路市さんは姫路市さんの特有の個性があります。そういうことにつきましては、今、病院の次長も、当時合併のときにも一緒に入っていっておられましたんで状況は多分御存じだと思うんですけども、広域的な連携によりまして目的達成はいいんですけども、甲の役割なり役割分担、また乙の役割分担の中で、甲を持ち上げて乙の役割が姫路市の縁の下の力持ち的な形になって、いわゆるほかの構成町が対等にうまく機能でき得るのかということ、それ一番心配するんです。おらが主やというようなイメージ、どうしても姫路市強いんで、姫路都合だけになってしもうたらこの広域的な発想が死んでしまいますので、構成市町が対等に同じように扱ってもらって地域発展のために生きる制度やったらいいんですけども、その2点についてお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。まず1点目の赤穂市さんの分なんですけど、新聞にも少し出ておりましたけれども、赤穂市が岡山方面と別途この連携をやっておりまして、既に1,500万といますか、特交の対象になってるということがあるということですので、重複して圏域がつかれないことがあるということで、ただ、将来にわたって赤穂市さんが抜けた状態になるのかということ、そこは姫路市さん通じて総務省と協議中というふう聞いております。引き続き参加を促していくというふうには聞いております。

もう1点の、言葉は悪いんですが、姫路市のひとり勝ちというふうな表現が首長の会議でも出ます。決して姫路市のひとり勝ちにならないような連携をとというのは参加市町それぞれが要望してることでありまして、特に姫路市に近い市町に関しましてはその色彩が強いです。遠く離れたところになりますと、姫路市がさらに中枢、拠点都市としての機能を上げていただくことによって、またこちらのほうにも恩恵があるというふうな見方もあります。ただ、おっしゃってるところは今後も気をつけていながら、対等な関係で、当町にとっても十分なメリットがあるようにというふうに連携をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第21号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第22号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第22号議案、神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。指定管理そのものについてということじゃないんですが、ちょっと内容について、内容いうんですか、対象の場所について、ちょっとはっきりしてないんじゃないかなと思いますのは、駅前のコミュニティホール、これが実質、観光協会の事務職員の人がある程度関与されてると思うんですが、この業務の中身見ますと、6条ですか、ちょっと明確でないように思うんですが、ちょっとその辺の実態と、また管理しやすいような仕組みづくりをせんとあかんのやないか思うんですが、その辺についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。観光交流センターにつきましては、あの建物全体の管理を観光協会が指定管理しているというところでございます。建物の中も外の清掃等につきましてもお願いしているものでございます。そ

れ今までどおり今後2年間もお願いしていくつもりであります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） ちょっと質問が間違うとったかもわからんけど、要は駅の構内の話なんですね。あの場所、あれはコミュニティホールは観光協会の中に入っとんですな、ちょっと違うとりました。駅の中の施設について、トイレもありますし、その辺はちょっと曖昧やないかなと思うんですが、はっきりしておりますか、観光協会との間で。その辺お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） あのホールにつきましても、町の広告物等を置いております。その中で目をかけて管理していただきたいというふうな願いはしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

ほかに。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。管理者の指定の期間でございますけども、以前は3年であったように思うんですが、今回2年に変更されたその具体的な理由があれば教えていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） これは提案してる議案全てにかかわるものでございまして、今年度、26年度から、観光施設整備計画を今策定中というか、検討中ございまして、その結論が27年度末に出るという予定でございます。それを受けて、その内容を早急に指定管理に反映させるべく2年間としております。3年であったものを1年縮めて、今回だけは2年間、そして2年後にこの整備計画を反映した指定管理期間、3年になるかどうかはまだちょっと結論は出ておりませんが、にしたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） ということは、指定管理の期間は例えば3年にすべしとか、そういったのは一応ないんでしょうか。今まで定例的に3年間やってたものを、今度、観光施設の整備計画が策定される時期に合わせて2年に今回は縮めるけども、次回のときは3年になるのか、それともまたもっと別の期間になるのかは、まだ今のところはわからない。要するに、その3年というのが今まではそういった一つの基準としてなかったのかどうかです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。これはもう指定管理は10年ほど前から取り組んでおることございまして、当時、全国的な基準が大体3年であったというところはずっと来ておる次第でございます。神河町の分につきましては

も、わくわく公園、モンテ・ローザの公園です。その指定管理については1年ごとで更新しております。ほとんどは3年いうことで来ておる次第でございますが、現状、今の状況では大体3年から5年、全国的には、が多いというふうにお聞きしております。以上でございます。

○議員（2番 藤原 日順君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようございまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第22号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第23号議案、神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。収益的が見込める施設につきましては、修繕のほうは1件当たり30万以上という形、規定があるんですけど、前はたしか20万とか30万とかばらつきがあったように記憶してます。何が伺いたいのかというのは、その1件というもののとり方なんですけど、施設によっては申請があったやつのが合計が30万以上でされてるものもあったり、もう言葉どおり一つ一つの修繕で単品で30万以上で対応された施設、2通りあったと思うんですけども、今回この1件とは、あくまで一つの部署、合計でなくて、部分的な工事の1件30万という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。基本的には、今、議員がおっしゃったとおりでございます。一つのを直すときに、やはり周辺も、配線とか、ずっとさわらなあかん分につきましては当然そういうちょっと広目の1件になりますが、通常は一つのもの修理に当たりまして30万円という運用で行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。ここはっきりしとかないと施設にばらつき出てくるんですよね。当然、例えばモーターかえて、例えば線が細いから直さないといけない、それはわかるんですけど、今までは小さなものをある程度集めて1件30万以上で直してたとかあったと思うんですよね。それがないように厳格に守らせてほしいんですよ。だから基本的でなくて各施設同じ考え方持たさないとなやっぱり不公平な扱いになりますので、そこだけは十二分に決めていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。当然どんどんどんどん修繕費は各施設ともかさんできております。それはもう老朽化で事実でございます、それにつきまして、現場と十分協議しながら1件当たり30万円までは現場で見たいところを徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。この指定管理ができて10年ということをお聞きしたんですが、それまでに、いわゆるこういう施設はありました。確認ですけれども、この新田ふるさと村については指定管理がなされてから指定管理料はずっとゼロやったと思うんですが、確認をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） ふるさと村につきましては、指定管理料をお支払いしておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要らないところは要らないで助かるわけですが、要するにこの実行母体と行政の話し合いは常に持っておられるのか、ただ一方的に今回もゼロでいきますというような通知をされてるのか、それは状態を把握されてるかどうか確認をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 各施設、決算書、実績報告書は毎年出していただいておりますので、その中で経営状況は町として把握しております。それと、商工観光係には各施設の担当者がありまして、たびたび各施設に訪れて経営している方々とのお話もしておりますので、その中で指定管理料につきましても、グリーンエコーとかヨーデルとかも含めまして話した中で、今までどおり収益施設についてはゼロ円というのを基本としつつ、今回の基本協定書の締結ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） それはそれでいいと思うんですが、施設によって

の、いわゆる新田ふるさと村というのは一番奥ですから、住民の方々がいわゆる無償ボランティアのような形で結構参加されてますので、それでもってる施設という認識を持っていただかないと、ほかの施設と同じように収支が安定してる、要するに若干の黒字が出てるといいうところも努力をしていただいているんでありがたいんですけども、そういう意味での配慮をしていただかないと、一生懸命残そうという地元の方、新田、作畑、地元の方が一生懸命、無償ボランティアでやられとるからもっておる場面もありますので、その点は行政として、町長としてよく知っておいていただきたい。これはこの場をおかりして申し上げときますので、考慮をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。私も新田ふるさと村にもイベントで行きましたら、例えば千ヶ峰登山であれば消防団員の方が先にずっと登って行って、場所場所で危ないところとか、チェックしていただいて見張りもしていただくと、それで最後に一番最後の人を確認しながら下山されるというようなことを、本当に地元を挙げて取り組んでいただいていることは本当に感謝いたしております。それも含めて今回の契約でございまして、今後の経営状況によりましては当然何らかのことも出てくるかもしれませんが、現状は非常に努力して立派に経営していただいていると私は判断しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほどの藤原資広議員の質問に追加とか、関連するんですけども、基本協定書の第13条、財産の管理の第6項のところきちんと明示してあります。一備品当たり購入単価は消費税を含めて30万以上ということがきちっと明示してございますので、備品としての本来の機能を維持、発揮するために、その一つの備品に対しての単価が税込み30万以上ということがちゃんと明示してありますので、その辺の厳密な適用を重ねてお願いしたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） そのように行ってまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第23号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第24号議案、神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコー笠形）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ないようでございます。質疑を終結したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第24号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第25号議案、神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺でございます。このグリーンエコー笠形体育施設、年間の指定管理料720万と非常に高額になってるんですけども、その適用範囲といいますか、それはどの辺までになるんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。まず野球場、のり面を含めた野球場と、あと体育館とプールでございます。それぞれ、もうほとんどこの電気代が大きなウエートを占めておりまして、年々電気代が高くなっているんですが、据え置いた金額で維持管理してほしいというふうにグリーンエコーとはお話ししております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第25号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第26号議案、神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。先ほどの体育施設の件と関連なんですけれど、この改善センターにおいてそれぞれ使用料があります。これも全て管理委託に収入という形がうたってあるわけなんですけど、その状況と判断する中でこの管理委託料が適当なんか、そこらの検討はされたことあるんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。使用料は非常に、環境改善センター、少ない現状がございます。夏場の合宿等の利用がありましたら、それは使用料じゃなしにグリーンエコー笠形本体の宿泊料として入れていただいている部分もあります。あと各種会合が大ホールと研修室でございますが、町絡みの会議が多いということで免除されてる、使用料はということもあまして使用料は少ないんでございます。環境改善センターにつきましては、以前からこの施設を維持すべきかどうか等の議論も内部でもしてきた中で、現在もう少し使用していこうという結論に至っておりまして、今あと2年間、指定管理を更新しようという提案でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。体育館等の施設、これにおいてもそういう形が発生するので、一つ、まずは次の検討課題としてそこらをしっかりと、また、この改善センターについてはやはり老朽化が進んでおる、また、今後のこの指導をどうするか等のことも含める中でしっかりと進めていっていただきたい。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） それにつきましては、総務課等とも十分連携しながら

検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。利用実態のほうなんですけど、施設の利用はグリーンエコーで大ぐくりでなってますよね、人数の把握は。この改善センターなんか、大体年間いわゆる何人ほど使われてるんか教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） ちょっと今手元に資料がないんでございます。また後ほど御報告いたします。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） そしたら午後一番にまた報告をお願いいたします。

○地域振興課長（野村 浩平君） はい。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第26号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第27号議案、神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第27号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり

可決しました。

日程第 2 3 第 2 8 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 3、第 2 8 号議案、神河町公の施設（神崎農村公園ヨードルの森）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 2 8 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 2 8 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 4 第 2 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 4、第 2 9 号議案、神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ないようございますが、終結してもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 2 9 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 2 9 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 5 第 3 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 5、第 3 0 号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。皆さんも御承知であろうと思うんですが、きょうの神戸新聞の一面に、それに関する記事が出ておりました。その記事の内容を判断する中で、今回この指定管理に上がっておるマックアースさんが指定管理の予定という文章なんですけれど、きょうここで審議され、また後に採決があるわけなんです、なぜこの時期に新聞紙上に公表されなあかんのか、そこらの判断が少しちょっと甘いというか、我々議会としての思いうものを無視といいますか、そういった形に私は思って見たわけなんです、その思いはいかがですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。今回、きょうの神戸新聞の記事につきましては、私どものほうが神戸新聞から取材を受けたものでございまして、指定管理につきましては、まだ承認受けていないというお話は新聞社さんには伝えておりました。それについて、今回、予定という表現で記事になったというところでございます、その辺のところはちょっと御指摘のように甘かったかなという反省はしております。

スキー場につきましては、全員協議会等でも説明しておりますように、できるかどうかについて調査していきたいという思いでございまして、それについては新聞記事に書いてあったようなことかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） これ大変大きな問題として議会議員も捉えられておられます。また町民の方も大変びっくりされておられるんじゃないかと思えます。ここで、町長の感想といいますか、この新聞記事に対しての感想、また思いたいなものがあればお聞きしたいと思います。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 峰山高原におけるスキー場開発についての準備ということで、本日、神戸新聞に記載がされたというところでございます。

本定例会の議案等につきましては、3月3日、本定例会が開催されるということ、あわせてその前段として全員協議会の中で、私どもの執行部としての平成27年度の重点事業というところでの概略説明という部分については、全員協議会にお諮りすると同時に、神戸新聞社のほうにも提示はさせていただいている、これは毎年同様の対応をさせていただいているところであります。

3日、4日と提案をさせていただいた中で、当然、議案についてもマスコミ等も見るわけございまして、それに対して取材を受けるということでもありますので、それに対して対応をしたということでもあります。そして、当峰山高原ホテルリラクシアについての指定管理については、これは議案として上げて、最終的には議会で承認をいただかなければそれは決定をしないということでもありますので、その旨もしっかりとお伝えをし、

取材を受けたというところであります。

ですので、私としてはこのたびのスキー場の開発という部分について、まさしく今、地方創生、国ではそう言うておりますが、私ども地域にとっては、やはり地域創生をことしから本当に具体化していかなければいけない、人口減少対策をどう取り組んでいくのかということを考えるときに、やはりスピード感を持って待たなしの状態の中でどう判断していくかということがあるかと思えます。それを前面に打ち出すということではありませんが、このたびホテルの指定管理を応募いただき、そして最終的にマックアースさんが決定をし、そのことについて御提案をさせていただき、あわせて、やはりこれまで一番ネックになっていた冬場の入り込み客をどう維持していくか、どう増加させていくか、これがこれからの神河町の減少対策については非常に大きな事業になってこようかというふうに思っておりますので、そういう意味におきましては私は非常に期待もしておりますし、また、2町合併しましたけども、峰山高原は、旧大河内町時代から高原開発というのは本当に地域を挙げて開発をしていかなければいけないという強い強い思いの中で、この間ずっと来ているというところがございます。

そういう状況の中で、以前、かんぼの峰山レクリエーションセンターが誘致されるという、その段階にあっても既にスキー場の建設というものもビジョンの中には組み込まれていて、結果としてその夢は実現はできませんでしたが、いずれにしても高原をそのような開発をするというのは地域の住民にとっては大きな期待がずっとあったということで、それが今回いろんな技術開発も進む中で、降雪機を設置しての人工雪、あわせて天然雪のスキー場がマックアースさんのほうから提案を受けた中で、ぜひ実現していきたいなど。しかしながら、そのためには越えなければならないハードルもありますので、そのためには、その事前の調査をやらなければいけない部分もございますので、あわせて今回の定例会で提案をさせていただいているというところであります。御理解をいただければというふうに思うところであります。

○議長（安部 重助君） 先ほど町長のほうからも説明ありましたように、一応全協のほうで、2月の25日の全協におきまして重点施策の説明ということで報告は聞いておりますけども、議論するのはこれからということでございますので、またしっかりと議論していかなあかん。ですから、町長から説明したということだけでございますので、しっかりと議論していただきたいと思えます。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。今、町長からの答弁の中で、私が聞きたいのは、なぜ今の時期の新聞紙上の記事なんですかと。全協とかいろんな形でこういう話は聞いて説明を受けておりますけれど、最終的にその方向に進みましょう、やろうというような方向性までまだ行ってません。十分検討して話をしましょうということであります。

それと、先ほど話の中で、マックアースさん等の提案をいただいてこういうスキー場

という話という言葉が入ったんですけれど、それを判断して受けとめるのであれば、マックアースさんからスキー場をつくる的な、条件的うか、そういう提案のもとの中で、マックアースさんもやりましょう、また指定管理持っていきましょうというように受け取れるんですけれど、そこらはどうなんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 町長の話以来、スキー場の話になってます。ちょっと簡単に御報告、御説明申し上げます。

スキー場の件でございますが、これは今回のリラクシアの指定管理選考の中でマックアースさんから出てきたことですが、実は町長が言いましたように、峰山高原でスキー場ができないかということにつきましては30年以上前からもう考えられていたことでもあります。役場の管理職におきましても、昔はスキーを持って上がって上で滑っていたというふうなお話も聞いております。昭和63年に、兵庫県が健康福祉の里公園構想を立てました。平成元年には兵庫大河内高原公園都市構想が立てられ、兵庫県と大河内町とが協力して、平成2年度以降、調査や計画が協議され、平成8年度には、大河内高原公園都市構想、砥峰高原湿原保全基本計画が立てられております。兵庫県とともに取り組んできたということでございまして、その後、平成15年度に峰山高原滞在型健康づくり施設としてリラクシアが建設され、現在に至っております。

スキー場につきましては、当時から自然の雪だけでは足りないことや経営ノウハウがないということもありまして、本格的な協議には至らず、夢物語の一つとして語られていたということでもあります。しかし、このたび、全国に33カ所ものスキー場を運営してホテルも27カ所、フラワー施設等が16カ所、キャンプ場が6カ所、ゴルフコースも7カ所経営されている優良企業の株式会社マックアースがリラクシアに応募され、スキー場の整備を提案されました。スキー場の整備が条件ではありません。

昨年12月に、一ノ本社長さんと私どもがリラクシアのホテルの現場を見ていただきまして、こういう施設です、これで指定管理できますかというようなこともお話しした中で、キャンプ場やハイキングコースを歩いて暁晴山の山頂まで登りまして、リラクシアまでの広がりや斜面が非常にすばらしい景色であると、距離は長いところで約1,000メートル、高低差は約150メートルほどありまして、初心者から中級者向けのスキー場にぴったりであると社長さんから言われました。私どもは、それこそ積雪量が少ないので難しいのではないかと、昔から計画してもできなかったということは話したんですが、昔はマイナス5度にならないと人工降雪期が使えなかったということでございますが、今の人工降雪期は、マイナス1度で水の状態から雪に変わるというすぐれものになっているようでございます。いち……。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長、今、質問とちょっと変わってますので、少し答弁気をつけてください。といいますのは、今、指定管理者の件でやっとなやけども、たまたまマックアースさんと、何でこのきょうの新聞にスキー場が出てきたんだという問

いでございますんでね、ですからそこら辺はちょっともう、ということです。

○地域振興課長（野村 浩平君） はい。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 繰り返しになりますけども、この件につきましては、また恐らくもう少し集中審議ということになるようにお聞きはしているところでもありますけども、先ほど申しあげましたように、議会定例会、議会が開催されるたびにマスコミからは問い合わせがあって、このたびの議会の議案はどうなってるんだというところは問い合わせがあって、それに対して私どもは提示をさせていただいてるということでもあります。その提示した中で、マスコミがどの部分を興味を持つかというところはもういろいろな状況がございます、その中の一つとして、スキー場というのはこのたび新年度予算の中でも事前調査というところで委託料で上げているということですし、また、重点施策の中でもスキー場の文言は表現させていただいているということでもあります。

したがって、その部分についてマスコミが非常に興味を持たれたという中で取材があったと。それに対して私どもは、これはあくまでも提案をさせていただいて、まだ承認をいただかなければこれは契約はできない案件ですよということは取材の中で申しあげているわけですので、それをその後どうするかというのは、これは幾ら私どもがまだ出さないでくださいとか言っても、これはとめられない部分があるわけですので、結果、本日の神戸新聞の一面に記載されたというところでもあります。

記載の内容については、あくまでも決定したというふうな表現にはなっていないので、私は逆に、そのぐらいマスコミとしては、これはこれからの兵庫県の一番小さい神河町ではあるけども、この神河町が人口減少対策、そしてまたこれから世界が大交流時代に入っているという中で、当然スキー客の動向もマスコミも捉えておりますし、また、マックアースさんも日本の人口減少という中でそれでも全国展開をされているという中には、大交流時代の中での外国人観光客を日本に招致をして冬のスポーツも楽しんでいただくという基本的な戦略があるから、そういうところがマスコミも十分承知しているからこそ、これは本当に実現を期待したいという、そういう思いで記載されたんだろうと私は思っているところでもあります。

繰り返しになりますが、私どもは、あくまでもこれは提案事項であるということは強く申しあげた中での本日の記載だというふうに思っておりますので、その点については御理解をいただければというふうに思うわけでもあります。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。少し発言を許していただきたいと思えます。

新聞のタイミングということに関しては、今、町長が話をさせていただいたとおりです。情報提供は毎回同じタイミングでマスコミにはリリースしていきます。その中でマスコミが自分のところの感性で取材をしてくると。取材に対して事実をお話ししていく

ということなのですが、事実どおり出るかどうかは確かにわかりません。書きぶりというのはもう各社によって違いますので、こちらの意図したとおりに出るのか、また聞かれたとおりに出るのかというのはわからないので、見ていただいたとおりのお話をしたかどうかというのは該当者本人しかわからないかなと思いますが、取材のタイミングはそういうことですので、こちらが意図的にこの時期にやったものではないということを御理解いただきたいと思います。

あと1点ですが、今回提案させていただいてますのは、指定管理の案件で提案をさせていただいておまして、スキー場と話がすぐリンクしてしまうんですが、プロポーザルという形で入札をした際に私も委員の1名として入ってますが、その際の状況からしても、決してスキー場を条件にマックアースさんを選んだということではありません。これは前にもそうお話ししてますが、現場でのマックアースさんとのやりとりの中でも、私の記憶の中でも、プロポーザルですから提案をします。こちらから質問しますが、その中で一通り質疑が終わって、その後にスキー場の話になろうとしたときに、逆にマックアースさんが、この場でこのことをしゃべってもいいんでしょうかということで、明らかに今回の2年間の指定管理とは別のことであるというのは双方理解の上でプロポーザルを行い、選定をしたということが事実でありますので、そのことをあえてお伝えしておきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） この件につきましては、この新聞記事、特にマックアースさんとリラクシア、この指定管理にも大いに絡んだような誤解を受けるような記事だったと思います。そういった意味で藤森議員の質問を、私、受けました。そういった意味でも御理解願いたいと思います。

ほか、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでしたら質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議ないものと認めます。よって、第30号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程に入る前に、お知らせいたします。藤原資広議員につきましては、隣保で葬式があるために3時ごろより退席の予定になっておりますので、御了承願います。

それから、野村地域振興課長より、先ほどの質問の中でグリーンエコーの件についての説明があるそうでございますので、ここで許可いたします。

野村地域振興課長。

- 地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。藤原資広議員から御質問がありました環境改善センターの利用者でございます。平成25年度が4,705人、平成26年度、1月末現在で3,971人ございまして、ちょっと少ないかなというぐらゐの見込みでございます。以上でございます。
- 議長（安部 重助君） それでは、日程に戻ります。

日程第26 第31号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第26、第31号議案、神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第31号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第27 第32号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第27、第32号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

- 議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。この指定管理については、従来公募という形で入札をし、決定なされたわけなんですけど、今回公募しないで株式会社長谷にということでございます。その経緯をお願いします。

- 議長（安部 重助君） 地域振興課長。

- 地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。株式会社長谷につきましては、2年前だったと思うんですが、2年か3年前に公募を始めたときに一度、声をかけました。公募に応募されませんかというところかけたんですが、ちょっと人手的にそこまで手に回らないなというようなお話がございまして、その後、わくわく公園の管理については話はそのままになっていたんでございますが、株式会社長谷の経営自体がもう少し柱になる事業があればいいなということで、私どものほうへもた

びたび相談にお見えになっておりました。その中で、センター長谷の管理にあわせまして、わくわく公園につきましても管理を委託することで多少なりとも経営の柱になるんじゃないかなというところもございまして、このたび公募せずに株式会社長谷に委託したいというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 公募推薦ということで株式会社長谷、従来公募であったのがそういう形で町からの推薦でお願いしたと、思いは2年前からあって今回こうなったということなんですが、そういう形で今回やられるのか、それとも今まで公募をやった中でやられた業者も何でかなと思うんですけど、今の説明で納得がいきましょかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 現指定管理者とはお話ししております。それについては双方十分納得の上でわかりましたというところでございます、株式会社長谷に委託することについては同意を得ております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。少し角度が違う話かもしれませんが、公募にするといいですか、指定管理に関する定め、条例の中で、公募というのが原則ということになっております。公募によらない場合という規定があるんですが、公共性の高い、また公共団体等々であれば、公募によらない方法で選考してもいいというふうなところがあります。少し範囲を広げて考え過ぎかなというところは若干よく考えての判断ではあるんですが、例えば株式会社山田営農に関しましてもそうですし、株式会社長谷もそうなんですが、株式会社という形態をとっておりますが、地域の方が出資をして地域の方が地域のためにということで動く団体であると思われるというふうなことを含めまして、公募によらない形を可としようというふうなことで、今回判断をしていっているという状況であります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。一応形式上は公募したいという形をとられてね、話し合いでみたいな感じで言われてましたけど、やっぱり形式は形式としてやられて、応募がなければそういうふうな形をとるという、やはり痛くない腹を探られんようにね、今まで公募してきとってなぜ今回はいうふうに言われても困るんで、逆にそこら辺を注意というか、せんでもええんでしょけども、今回だけみたいにとられては困るんでね、それをしたらどうかという提案だけです。

それと、これでわくわく公園で指定管理終わりやから、お願いを一つしておきます。委員会付託になるでしょう。ですから、今までの指定管理が始まってから指定管理料、どういう推移で変わってきてるか、全施設について、また資料を提出お願いします。

○議長（安部 重助君） 私、この件につきまして、資料配付につきまして、私の判断でまた後ほど催促なり決めますので、よろしくをお願いします。

それでええかな。（「今の御意見で、必要やと思ったらもう今判断してもうて」と呼ぶ者あり）

今、廣納議員からそういう形の資料をくれということでございますので、それは提出してください。

○地域振興課長（野村 浩平君） 資料をまとめまして、常任委員会のときに提出いたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第33号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第33号議案、神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺でございます。今回のこの変更の件で535万ほど高くなってございます。その内容を見させていただいたら、また気になるのが住宅性能評価申請時の指導、この指導というものは法的拘束力のある指導なのかどうかというのと、それとこの住宅性能評価というものに対しての、ちょっとどういうものかという説明をもう少し詳しくしていただけますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。住宅性能評価につきましては、提案説明のときにも申し上げましたが……。ちょっとお待ちください。

この事業につきましては、国交省の補助事業を採択いただいて取り組んでおります。その補助事業の基準に設計図書が合っているかどうかということにつきまして、住宅性能評価書で評価していただくというものでございます。それで評価を得ましたら国交省の補助基準に合ってるというものでございます。

もう一つ、指導でございますが、やはりこうしたほうが良いという指導でございますので、できる限りは指導に沿って、変更できる分については変更してまいったというも

のでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） そしたら、先ほどの答弁によりますと、とりあえず法的拘束力はないけれども、したほうがよいということでしたことなんですね。

あと、防犯性能向上のためとかもございしますが、このような部分は、もう設計の段階でわからなかったのかなというのが一つの疑問なんです。恐らくこんな防犯性能とか指導されるようなことは設計の時点で組み入れとくべきものだったと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 設計業者並びに私どもにとりましても、設計図書を熟知しておくべきことは仕事であるというふうに認識しております。しかし、非常に図書が多くて、高さ的にもいいんじゃないかなという、防犯灯の高さにつきましても、ですが、実際にしましたらちょっと陰になるとかがございまして、移動するとか照度をもう少し明るくしたほうがええだろうということございまして、起こってはあかんのですけども実際建てていく中でそういう点が目についてくると、そういう点については、今後長いこと30年40年使う住宅でございまして、より安全性を高めるような変更をしたということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） またその中村区において、同じような住宅建設が予定されております、予算も通ってませんが。またそれのときに同じような、ミスではないですけれども、ことがないように、ぜひ注意して進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） ありがとうございます。2年連続でする以上は、ことしの反省を生かした上で新たな住宅をつくりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。これ木造の建物なんですけど、耐用年数何年なんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 一応30年となっていると思います。ちょっと確認します。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 先ほどの小寺議員の質問に対して30年か40年ということは、耐用年数過ぎたところまでされるという話になるんですけど、そこの辺の整合性はとれるんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 先ほど小寺議員にはそう申しあげましたけども、設備類につきましては当然30年も40年ももつものはございません。それぞれ8年とか10年で設備の耐用年数が来ますので、それについては順次更新していく必要がございます、大家の責任としまして。ですが、建築本体工事につきましては、公営住宅法に基づく耐用年数、ちょっと確認いたしますが、30年だったと思うんですけども、は必ず使わないといけないということでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 要は何が言いたいかわかると、耐用年数内で償却できるものでいいと思うんですけど、町が超してまでの分まで配慮すると今度は過大設計とかいろんな問題出てくると思うんですけど、そこの辺の理解の仕方どうされてるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 30年40年と私先ほど言いましたこと、その40年につきましては取り消しさせていただきます。30年でお話ししていきたいと思えますが、耐用年数以上の過大設計はしておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。私がこういう関係で質問するということは、いつも同じことを言っております。こういう意味の、要するに追加的な契約変更といましようか、そういうものは絶対ないようにと再三再四、もう何回言うてきたかわかりません。その内容の中で安全対策ということはわからなくてもないですが、なぜ配慮されないかというのは、新婚さん入っていただく、若者に入っていただく、新婚さん入って妊娠された。すばらしいことやから、その母体の中におられる胎児を産まないかん。最優先のこれは安全事項です。手すりをつけるとか、そんなんは当たり前です。まだちっちゃい子がおられる家族も入っていただけると。お母さんと一緒に手つないでおるときも上がるときも手すりがなければ、やはりこれ以上の安全はないぐらいにしとかんといかんわけですよ。近隣の地権者との間のトラブルといましようか、事項で変更しなければいけないというのは、これは仕方のない範囲やと思えますけれども、何か抜けていた、これが抜けていたというようなことばかりなんですね、はっきり言うてね。申しわけないけど、同じことばかり言いますけど。

だから、今、小寺議員が言われたように、すぐに中村でやられるんやから、はっきり言うて同じことあきませんよ。少子高齢化、人口減少を食いとめるでイの一番にこれ予算に上がってやね、その安全対策ができてませんとか、要するに住民、子供らの安全を守るということは最優先である課題やから、これは入れとかないかんと思うんですけどね、どないですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 議員御指摘のとおりでございます。そういう安全面を再度見直す中で変更が出てきたというところで、当初からアルミ製の笠木を木質にできなかったのかいうところを、本当に私のほうでもチェックできていなかったという現状でございます。そういう面、細かいことがたくさんあるんですが、手を抜かずにやはりどんどん確実に詰めていくというところが必要であったなと判断しております。

しかし、言いわけしてもおかしいんですけども、工期的に1年でこれだけの住宅建てるいうところ、設計の段階から建築の段階まで非常に厳しくて、もう十分業者との打ち合わせ、国、県との打ち合わせのもとでやっておるんですが、若干その辺が抜けていたなというところは反省しております。近隣との話につきましても、できるだけ早目にお話しして必要事項は入れていたんですけども、具体的に説明する中で、物がなければ近隣の方にも納得していただけないというところで、ある程度の平面図ぐらいができるまでできなかったというところで、ちょっと段取りがおくれたかなという点もございます。

ことし、もうすぐ4月から予算が通りましたら設計の段取りに入って、早目早目の設計完成、内容チェック、工事入札というふうなことで取り組んでまいります。その辺のところは、ことしの反省は十分生かしていきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） どないいうかな、言いわけもよろしいけど、要するに、納期に間に合うように一生懸命各業者さんに頑張っていたと。頑張っていたんですけども、極端な話、3日、4日かかるところを1日でやってしまえとか2日でやってしまえと。見えんところやからいうようなね、臆測が生まれたら困る、逆に。それは4月1日から、4月2日から、4月から入ってほしいでしょうけれども、要するに、形だけつくればええという問題と違うと。それは工期の発注がおくれた、一番最初に私、思うたんが、これ4月入られへんぞと思うたの、最初はね。ちょっと無理ちゃうかなと。それが要するに、産建の委員長に聞いたら、今度の13日に完成検査のあれで委員会で視察させてもらうということを聞いたんで、え、できたんと。うまいことできたんやなと。というのは、要するに、けつありきでまくったん違うかというような、我々は勘ぐりですわ。ないでしょう。一生懸命町内の業者さんやからやっていたいとるやろうけども、そういう疑念を抱かれんようにするのは担当課であって、行政のものであるからそこら辺はしっかりしてほしいという苦言です。同じこと二度とやらんといてください。私に同じことばかり言わさんといてください。お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） その辺につきまして、元請も町内の業者、下請の本体木造工事につきましても町内の業者さんが下請に入って、その中で町内の大工さんが中心となって仕事していただいております。町民である以上はしっかり仕事して、いいものをつくっていただきたいということも十分、元請さん、下請さん、大工さんにも言う

ておりまして、非常に熱心に取り組んでいただいているものができると思っております。中村につきましても、同じような体制になるかどうかは入札の結果なんでわからないのですが、できるだけ地元の方に頑張ってもらえるような工事になればいいなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 廣納議員と同じ意見というふうにとってもらってもいいかと思うんですが、やはりこんだけのその修正があるということは、設計の段階でどれだけその住宅っていうんですかね、こういったことで人が入るといふ建物であるということに対して意識を持って設計されたのかなということら辺がちょっと問題になるところではないかなと思うんです。今までも経験のある設計士さんだとは思いますが、子育てという、それだけにとらわれないんですけれども、人が住むということについて十分に経験も考えもある設計士さんに今後はぜひとも頑張ってもらいたいと思います。幾ら後の工事のほうの方が頑張ってもらっても、もともと、設計が一番のことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 入札しますんで、入札の選定の段階からそれなりの実績のある設計業者さんを選ばせていただきます。その中で、十分、今までどのような取り組みをされてきたかということも見ながら、指名業者を決めていければいいとは思いますが、これも会のルールがございまして、その中でできる範囲で経験値の高い業者さんに設計していただけるよう取り組みたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに、ございませんか。

ここで、これ入札の件も絡んでおります。そういった意味から、入札執行者、責任者であります副町長のほうからコメントをいただきたいと思ひます。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。入札につきましては、指名入札委員会を開きまして、そしてこの設計業者、または建築業者を選定しております。その中で、要綱にうたっている趣旨にのっとって決定しているという項目でございますので、しっかりと経験を積んだ方に入札に入ってもらえるようにしておりますので、その点御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） この変更について、こういう形で今、議員からの質問に対しての答えがあったら、副町長。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際に、設計の段階では、その場所の様子を見て設計に入ります。設計の段階で入札を打って建築するわけですけども、建築の段階で地元等のお話の中で、先に地元といろいろと協議をさせていただくんですけども、

そのときにはいろいろと要望がございましたらその点を入れて設計の中へ加えるんですけども、建つ段階の中で、ここ舗装したほうがいいんじゃないか、土ではあかんとか、いろいろ、防犯灯はどうやというような協議が入ってきます。そういう中で、いや、もう設計額いっぱいなんでできませんというようなことになればそういうようなお話があるんですけども、一応入札率とか、そういうことで予算内にまだ金額があるという中で、そしたら安全・安心を考えるなら、そういう中で検討しましょうというような協議の中で行っているような状況でございまして、実際にはなかなか、その入札を打ったときには出来高がこう出るというような様子がわからないような状況が多くございます。しかし、そういうような中でいろいろと検討する中で、こういうような安全・安心いう面が出てきて、そして今回変更させていただくということでございます。

いろいろと廣納議員さんには、いろいろ今までもいろんな設計変更について、増額とか、そういうことについて十分気をつけるようにというようにいろいろと言われております。そういう点も十分に気をつけながらやったんですけども、やはりその現場現場で違ってくるというような状況でございまして、申しわけなく思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 先ほど藤原資広議員さんからの御指摘のことでございます。

木造町営住宅につきまして、耐用年数一応30年ということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第33号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第29 第34号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第34号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。17ページ、支出の件ですけど、一番上のまち・ひと・しごとのここに委託料が上がっております。900万余りの委託料なんですけど、この委託の内容につきまして、説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 委託料の件でございますが、会場設営委託料75万につきましては、これは観光キャンペーンを従来も大阪、名古屋、東京でしておりますんです……。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事、ちょっと今、質問の中身がちょっと若干違うようです。

確認します。17ページの、まち・ひと・しごと創生総合戦略等のあれですね。藤森議員、確認しますけど。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですね。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 失礼しました。まち・ひと・しごと総合戦略基礎調査事業でございます。これにつきましては、27年度1年間かけて、人口ビジョンと地方版の総合戦略をつくることになっております。その部分につきまして委託をするわけでございますが、まず、戦略自体は市町村がつくることになっておりまして、そのための調査をします。そのための費用でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。その調査の内容的なものは、まだ今のところは未定ですか。もしありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） まず、人口、産業、生活のデータを分析します。将来像を推計しまして、産業、官公庁、学校、金融、それからマスコミ等と、それから地域の関係者の声を取り入れまして数値目標をつくります。その後は実行ですが、PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルに乗せることになっております。そこら辺のやり方等についての指導を受けます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいまの藤森議員の質問に関連してなんですけども、この事業については、全協のときやったんかいね、詳しい資料をいただいているんですけども、この27年からたしか5年間の総事業だったと思うんですけども、地域創生という中での事業と思うんですけども、5年間かけて外部調査を受けて、その結果を見て有識者で検討して、その結果計画書を策定するというふうな内容だったと思うんですけども、地域創生という緊急性の中で5年もの長期の計画はちょっとゆっくり過ぎるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） この地域住民生活等緊急支援の中に2つ

ございまして、総合戦略の先行型というところでございます。1年間かけて人口ビジョンとか戦略をつくるということでございますが、人口推計につきましても県との連携が必要です。いうところ、県は9月までに戦略をつくるというておりますが、そこら連携を踏まえて1年間かけてするというところでございます。それ以外の分にも補助を使いまして、男女共同参画計画作成とか就職支援事業、それから先ほちょっと言いかけたんですけども、観光キャンペーン等の観光資源を生かした雇用創出事業、子ども・子育て支援事業等をやりながら検討していくというところでございます。

○議長（安部 重助君） 若干ちょっとこちらのほうから再度質問しますけども、今、小林議員は、5年間かけてこの地域創生の計画をするんじゃないかというような質問だったと思うんです。ちょっとこの件については今の答弁ではおかしいと思います。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 済みません、今申しましたのは、この1年目のことございまして、5年間かけてその戦略をやっていくというところでございます。（「違うような気がする」と呼ぶ者あり）計画の実施を5年間かけてすることでございます。

○議長（安部 重助君） 違うやろ。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 若干表現が違うんですが、総合戦略策定は27年度にやります。これは5カ年の事業の計画をつくるということでありまして、もう早々に委員会等々、住民代表にも入っていただくような、外部からも入っていただくような組織をつくりまして、戦略を27年度につくって、実践に向けていくと。その実践をしていく中でPDCA、評価をしていきながら、形をかえていきながら、より効果的なものを行うことで取り組んでいくと。それが5年間であるというふうなことで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。同じ17ページのところです。同じ委託料のところなんですが、一番下の段の、平仮名の「かみかわ」に統一して看板を作成するというので100万予算を持っておられるんですが、そのかみかわというのを平仮名で扱うということについては、何かのどこかで協議されて決められたことなのか、それと、観光施設の関係の看板をかけかえるということなんですが、こういった施設を計画しておられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） このかみかわ、平仮名にしておりますが、この平仮名に限ったことではないんですが、ここで言うております統一というのは、神

崎何それ、それから大河内何とかというもので統一できるものがあれば、その点の看板とかも取りかえる費用というところでございます。具体的にはまだ決めておりません。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ということは、神河町の神河ということに統一することとするなら、まだ旧姓のままの、どういうんか、変えるべき施設があるのかということになるんですけれども。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。平仮名か漢字かということは大きな問題、それは問題ではなくて、全て平仮名にしようということでこういうタイトルではないということをもまず申し上げておきます。

考え方なんですけれども、いろんな施設があります。例えて言えば、神崎農村公園、農村環境改善センターですとかね、かんぎきピノキオ館、木工何とかかんとかピノキオ館とか、旧町の折にそれぞれの町名を冠につけてつくった施設というのがあります。合併して10年というこの機会に、もう神河という名前で統一できるものは統一していくということで、いつまでも旧町名が残っていくということが決してよくないんじゃないか、せっかく10周年を迎えるのであるので、この機会に名前の変えられるものは神河ということで統一していこうということが事の発端といいますか、考えた始まりでありまして、どこどこにどれだけのものがあるか、変えられるのか、変えられないのかということもこれから調査をする必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。16ページに今言われたこの事業、いわゆる地方創生に係る事業のいろんな取り組みをされるわけですね。これはいわゆるこの交付金が5年間、この金額が続けて交付されると、そういうことですね。そういう取り組みの中で、委託料とかいろんな話もあったんですが、16ページに、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員というような名前が出ていますね。これについては、まだ予算審議の途中、さなかですので、今からかと思うんですが、この委員の選定いうんですか、ちょっと執行部のそういった面に入り込むような話ですけども、どういった人を想定されてね、まだ白紙だと思うんですが、おるのか。やはり本当にこれは地方創生ということで、地域、地元、地域で考えていくんだというような大きな狙い、願いがあるわけですから、それに沿ったような形で人をお願いされようとしているのか、その辺いろんな方面から検討せんとあかん思うんですけど、それについて今、町のほうで考えておられるところで、差し支えない範囲でひとつ考えを伺いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。具体的な事柄につきましては、議員御

質問のとおり、白紙ということです。ただ、この策定委員会の設置の考え方につきましては、産官学金というふうな連携というふうなところがこのところテーマになっております。そのあたりも踏まえまして、住民の代表はもちろんですけども、各種団体であったり、それから思いの強い方を公募をするという方法も一つかと思えます。また、必ず入っていただきたいなと思えますのが、今言っていますように、金融機関にも入っていただきたい。大学の関係の方にも入っていただきたい。そういったところでアドバイザーになっていただいたりとか、いろんな形でのつくり方があろうかと思えますが、そういったところを含めた委員会をつくっていきたいというふうなことを、概要ということで今考えています。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 考えの基本的なことは非常に、総務課長が説明されたとおりだと思います。

ただ、やっぱり私は、きれいごとになりますけどね、やっぱり国のほうも地方で考えてほしいというような大きな思いがありますね。そういった中で、やっぱり大学の先生とかいろんな専門家のアドバイスも必要やと思うんですけども、いわゆる手づくり型のね、町民が一生懸命考えたんだというようなところにウエートを置いていただきたいなというように思うんですけども、よろしかったら答弁ください。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御意見のとおりにやりたいと思っています。一番ひどい形で言いますと、コンサル丸投げでみたいな形だけは決してとりたくないというふうには思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 済みません。17ページの委託料の中なんですけれども、ラインスタンプデザイン等で100万円上がってございますが、まずこの「等」とはほかに何かあるのかということをもまず教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） このラインスタンプ自体は、カーミンのラインスタンプなんですけども、それ以外につきましても、ただいまいろいろと検討中ございまして、県のほうにも1回目の報告はしておりますが、2回、3回と報告していくことになっております。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） そのラインスタンプなんですけど、私の記憶が間違いがなければ、恐らくそのデザインを応募して採用されるかされないかわからないという代物だったと思うんです。もしそのせっかくデザインをつくられて、採用されない場合、そのデザインの取り扱いをどうされるのか検討とかされておりますか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） ラインスタンプにつきましては、カーミンのデザインをする予定でございます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

地域振興課観光係の山下副課長から聞いておりますのは、今、小寺議員が言われましたように、正式なといいますか、デザインをして登録をしますと、この予算では全くできません。数百万とか、そういうふうなことになってくるそうであります。

そこで私どもが今考えているのは、とにかく神河町の知名度を上げることがありまして、神河町のマスコットキャラクターでありますカーミンを活用したラインのスタンプをつくってはどうかと。それはそれぞれで作成をして、そして、いけば登録というか、それは簡単にできるそうありますので、それは神河町のみならず、他の市町でも今取り組んでおられるというところあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） その登録が簡単にできるというところまでは私も知っているんです。いわゆるお金をかけてデザインをつくられるわけです。そして、もしその登録して不採用になれば、そのデザインが死んでしまいますんで、死んでしまわないように、もし不採用になっても有効利用できるような案をぜひ考えておいていただきたいという要望なんです。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 有効に活用できる方向で進めております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。16ページの委託料にありません観光プロデュース委託料、この今の時期に何を委託されようとしているのかということと、それから22ページに商工費の一番下に60万の時間外、超勤の手当が上がっているんですけど、説明ではこれ、高原開発等の超勤か何かって聞いたような記憶かなと思うんですけど、内容をちょっと教えていただけますか。主に何に使われたのか、お聞きいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。観光プロデュース委託料につきましては、神河町の観光アドバイザーをお願いしております広中先生にいろいろと、神河町に何回も来ていただいたり、いろんなところを紹介していただいたりするのための委託の料金で、広中先生の分と、イメージキャラクターであります本堂亜紀さんの分を予算化している分でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目。（「時間外」と呼ぶ者あり）

○地域振興課長（野村 浩平君） 時間外60万円につきましては、指定管理が3年に1度の切りかわりということで、公募の段階から、要項作成、業者調整等いろいろと事務がかさんでおりまして、担当1人ではちょっと間に合わないというところで、係を挙げて取り組みました。その結果、時間外がふえたというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 先ほどの委託料のほうなんですけれども、例年そういった形で広中事務所をお願いをしているという形なんですけど、これも地方創生の先行型の範囲の中で対象となるということから、27年度に全額繰り越して行うということですので、26年度に不足をしたので補正をしたということではないんです。27年度にももとは計画はあったんですけれども、先行型で対応できるということですので、26年度で補正をさせていただいた上で27年度へ繰り越していくものということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。7ページの地方債の関係で1点お尋ねをしたいと思います。

12項の中で、幼稚園整備事業ですね。これは多分義務教育債だと思うんですが、630万円増額となっております。これについては、幼稚園の建設については事業等についても予定どおり進んでいる中で、起債だけが、地方債だけが630万円ふえたわけなんですけど、その原因ですね。今回の補正を見ますと、財政調整基金を9,400万ほど減額していますんで、この予算を見る中においては財源的にはそう逼迫したものじゃなかったんで、この630万円を追加で借り入れするという、その要因をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 幼稚園設備と、それから小学校設備とあるんですけども、幼稚園設備につきまして金額が増額となって、補助金のほうが少ないというところで、その財源を、これは緊急防災減災事業債です、の起債をふやしたというところがございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。もう一度確認という意味でお願いします。これは15ページの一番上やね。消防に関する受入金がマイナス、それと今度は23ページの同じく報償費で同額なっていて、退職者の減というような表現をされたんですけども、いわゆる分団長なり、そこらが頑張っていたというふうな受けとめでええんでしょうか。要するに、団員が一生懸命守ろうというか、そういう意識があつてということでしょうか。それとも定数がふえたとか減ったとか、そういう絡みなの

か。どういう原因か、もう一度お願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。廣納議員さんの御質問にお答えをいたします。

消防団員の退職報償金の減額の件でございますけれども、当初予算では64名の退職者を見込んでおりました。それが実際は18名という、16名減ということが数字のもとでございます、その要因は……。

○議長（安部 重助君） ちょっと参事、ちょっと16名減違うやろ。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 64名が、実際は48名になりました。16名の減ということでございまして、これは当初予算では定年を64名で見込んでおまして、結果、定員制延長に参加していただいた方がふえたという原因でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、それは、今度新しい、どういうんですかね、新入団員、そういうものが確保しにくくなっているから、39歳以上、40歳、41歳とか、そういう方に御無理を願っているということであっていいんでしょうか。それとも、ある程度若いもんは入っているけども、逆に少しその方々が、どういうか、なれるというか、熟練していくまでおってやろうとか、そういう趣旨なのか、そこら辺の、要するに、上と下の、中間層もあるけど、どういう状態になっとるかということですね。若いもんが入ってきてくれているのか、いないから上が残っているのか、そこら辺の話です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。入団適齢年齢が減っております。いわゆる若者が減っているということから、従来39歳定年者を定年延長をしていると、せざるを得ない。それをお願いしていると、そういう現象からでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、だんだんだんだん定員割れしてくるね、逆に言うたら。若いもんが入ってくれへんかったら、もうこらえてよ、もうこれ以上、45も46にもなって消防団やいうのもいうような感じで言われてしまえば、要するに人数がだんだんだんだん減ってくる。再編計画も出ておりましたけれども、そういう意味でまたがらっと変えないことになってまうから、地区ごとにね、区長さんらも苦労されていますけれども、そこら辺の、ほんなら町として、行政としてどうするんかも、また今のうちから考えていただかないと、消防団は、要するに、どういうか、火災に出るだけじゃなしに、水防も何も全てのことに町の中心になっていただかなあかんことなんで、ある程度統制がとれとかんといかんところもあるんで、若い方にそれもわかっていただかないと、要するに、若者はぼろぼろおるけども、どうして動いてええんかわからんと

かいう統制がとれへんのでね。昔の軍隊とかなんとかいう意味違いますよ。要するに、そういうものも次の世代の中心になっていただくためにも育てないかんのでね。それをどうしてやるかいうことは、これは行政また大変なことやろうけど、考えてもらわんと、それこそ消滅になってまうんで、そこら辺もよろしく願いしておきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。議員さん御指摘のとおりやと認識をしております。2月23日にも消防審議会をお願いしたわけでございますけども、その中で、組織の改編ということで、32分団を7分団32都という組織改編によりまして、団員確保も柔軟に対応していこうという一つの案も持っております。

それから、国の法律によりまして、地域防災力の強化ということで、消防団員の処遇の改善をなさいたいということもございます。そのようなことも町で審議会通しまして検討しまして対策を打っていくという、これからでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程に入る前にここでお知らせいたします。藤原建設課参事が16時30分から公務のため退席されますので、御了承願います。

日程に入ります。

日程第30 第35号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第35号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。6ページの保険税の減なんで

すけど、その重立った理由を教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。減の主な理由は、退職者が263人で予定しておったんですが、実際は229人ということで、34人の減ということと、それから最初見込んでいました退職者の高額医療費等についても減ったということがあったと、高額医療費思った以上になかったということで、大きく減っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第31 第36号議案

○議長（安部 重助君） 日程第31、第36号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。8ページですね、8ページにこの施設介護サービス給付費が2,500万で、この時期、補正最後の決算見込みみたいになるのかもわかりませんが、かなりふえています、ある程度の想定はできるんですけども、実際にこういった施設入所の人非常にふえたということは事実やと思うんですけど、その辺の動態、動向についてちょっと教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、この施設介護サービス給付費の増額というものは、議員御指摘のとおり、決算見込みによるものではございますが、まず今指摘されましたように、入所施設が神河町の場合はあやめ苑とうぐいす荘がございます。このものにつきましても、本来神河町外の方が退所、死亡による退所も含めまして、退所された後、神河町の住民の方が入所されたということも当然ございます。それと、通所サービスにつきましても、このたび第4期から第5期において4事業所がふえております。そのものにつきましても当然ながら町内に4事業所がふえた関係で、そういったものが特に26年度においても利用者さんがふえた。そういったものが当然ながらこの中に出てきております。その中でも地域密着型というものについても、今先ほど申し上げましたように、通所の関係でいえば小規模多機能については地域密着型のほうに入ってきます。そういったところで、そういった増加傾向というものは、これは素直に数字としてあらわれておるとというのが今回の決算見込みによる増額補正の要因でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。歳入歳出ともに出てくるんですが、法改正対策システムの改修、補助金なり委託料ですね。これがそれぞれ減額になっているわけなんです、多分この法改正というのはこの27年度の介護保険の改正にかかわるところの法改正やと思うんですね。そういう中で、当然4月1日から施行しますので、既にこれもでき上がっていなければ、システムの改修が済んでいなければならぬと思うんですが、同じく27年度の当初予算にも同じようにシステムの改修が上がっていますんで、実際、27年度4月1日からの法改正について対応のシステムが改修されていないというように判断をするんですが、そのシステムの改修の実態をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、この26年度におきます法改正システムの改修委託料につきましては、本来、25年度で対応すべきものが、当然ながら25年度で対応できなかったということで、25年、26年に2年間にわたって改正をやっております。それが、今おっしゃっておる27年度対応のものもあれば、26年度対応のものもこの中には含まれております。

ところが、今おっしゃるように、4月から27年度がスタートをするという中で、当初予算においてもそのものを計上しておりますが、これについては、すぐに対応すべきものと対応できないものというものが当然ながら出てまいっております。そういった関係で、27年度で4月からかわるものというものは今のところはございません。もう少し時期的におくれてくると。それも、まず厚生労働省のほうからそういった数値的なものが変わってくるというところでございます。三谷議員御承知のとおり、今回の介護保険の関係で、いわゆる報酬単価が改正をされるというところもでございます。そういったところについては、当然ながらこの26年度対応という形にはなってくるわけではございますが、それ以外のものについては27年度でしか対応できないというところが出てきますので、26年度対応のものと27年度対応というところで、当初予算に上げておるものと、今回はこの実績ということで国の補助金等の額も決定をいたしましたので、そのものに対しての減額ということで対応させていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（安部 重助君） 日程第32、第37号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第33 第38号議案

○議長（安部 重助君） 日程第33、第38号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第34 第39号議案

○議長（安部 重助君） 日程第34、第39号議案、平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。前の説明によりますと、6,000トンを見込んでおったのが、実際は1万トンであったということで、4,000トンふえたからこの分が補正かかっているということで説明いただきました。6,000の見込みが1万トンにふえた何か特別な理由、特殊な理由というのがありましたんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 大きな理由については、申しわけございませんが、承知をしておりませんが、毎年大体6,000トンで、推移を見ていると、入っていると。恐らく工事なんかの土砂がこのたびいっぱい入ってきたというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第35 第40号議案

○議長（安部 重助君） 日程第35、第40号議案、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第36 第41号議案

○議長（安部 重助君） 日程第36、第41号議案、平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第37 第42号議案

○議長（安部 重助君） 日程第37、第42号議案、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。特に質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第38 第43号議案

○議長（安部 重助君） 日程第38、第43号議案、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第39 第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第39、第44号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑特にごございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第40 第45号議案

○議長（安部 重助君） 日程第40、第45号議案、平成27年度神河町一般会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に、若干申し添えておきます。

一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、質疑回数を、同一議員質疑3回の原則を適用してまいります。

なお、より詳細な質疑につきましては、この後設置します予算特別委員会において行うこととし、本日は、昨日提案説明を受けた内容についての確認や、さらに詳しい説明を求める範囲にできるだけとどめていただきますようお願いいたします。

また、質疑に伴って、個々の議員から資料の請求の申し出があった場合は、議会として判断し、議長から請求させていただきます。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いします。

なお、平成27年度一般会計予算の審議資料として、藤原日順議員が作成されました歳出の款別、節別の集計表を配付いたしておりますので、質疑の参考にしていただきたいと思います。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1款町税から11款交通安全対策特別交付金、15ページまでをお願いいたします。質疑ございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは次に、12款分担金及び負担金から21款町債、30ページまでをお願いいたします。歳入部分で、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、これより歳出に入ります。

1款議会費、32ページまでをお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、2款総務費、51ページまでをお願いいたします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、毎回毎回申し上げている超勤の関係のことなんですけども、26年度は事務改善委員会でいろいろと研究されて、事務、いわゆるより効率のよい体制づくりということで取り組まれていたと思います。全体的に見ますと、やはり意見の多かったところは比較的高目に額を上げておられて、例えば健康福祉課なんですけども、毎年毎年いわゆるサービス利用者がふえていく課では逆に事務効率を検討されて、超過勤務手当も少な目に設定されております。言いかえますと、そこま

で細かく見られている課につきましてはミスも少なく動いているような気もいたしますし、逆に、指摘されるから多目に設定しているような課は逆にミスも多いような気もするんですけども、決算委員会のいろんな意見もあったと思いますけども、それを踏まえて、どの程度いわゆる考慮されてこういう超勤の設定のほうをされているのか、これ総務課担当なんで、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。超過勤務手当に関しましては、安易な増額補正はだめですよということで御意見いただきまして、本当にそのとおりだと思っております。まずは計画どおりに執行していくということを基本に置いて、その中でも新規事業、また突発的な事業が増加した分についてはやむを得ないということで見えますという取り組みは継続してさせていただいております。

今御質問の、当初予算の段階で、実績を見て上げてきているというところも確かに御指摘のとおりあるんですが、それにつきましては妥当な状況といえますか、26年度の取り組み状況から27年度の業務量がどう見込めるかというふうなことを踏まえての増額ということで、安易に昨年、26年度の決算見込みに応じてふやしたということではありませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤森正晴議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。35ページの中ほどの、神崎高校地域連帯活動支援事業であります。これは地域に非常に貢献、連携をして頑張っておるわけなんです。その説明の中で、少子化時代を迎え、神崎高校を存続させるために特色ある教育を行ってもらうための教育活動費という説明を受けたんですが、その内容的にちょっと説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。特色あるということで、どのような特色かということのお尋ねかと思うんですが、具体的な特色というのは教育課のほうで、ちょっと私のほうではわからないんですが、一つ言えますのは、神河町内に唯一ある高校であるということから、地域内に高校があるということ、若者は通学で町の中を動いていく。こういったことも町の活性化になりますし、特にその卒業生がこの地域に愛着を感じて神河を愛していただくといったところも大切であるということから、町内に唯一の高等学校に対して高等学校の活動を支援していきたいと。わずかですけども、少し活動支援させていただこうということで、今回27年度に予算計上させていただいています。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 具体的な中身ということですが、現在、神崎高校のほうでそういう企画委員会といいますか、委員会を立ち上げて検討しようというところですが、

今聞いております中身につきましては、今までも行っておりました地域との交流という部分を中心に、あわせて学力向上も含めたような取り組みもしたいというようなことでお伺いしているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。行政のほうからそういう形で支援しようということでありますけれど、これは高校と十分そこの話し合いの中でなされたと思うんですけど、高校のほうからこういった支援をしてもらえませんかというような要請的な要望はあったんですか。それとも、こちらから自主的に支援しますという方向の予算でありますか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 具体的には、神崎高校のほうからそういう要望がある中で、応えていこうということを検討した上での予算化でございませう。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。42ページの23節償還金利息及び割引料のほうで714万3,000円ということになっております。きょう配付しました資料、款、節別の資料におきましても、総務費の中の23節が償還元利金714万3,000円ということに表示されております。その下を見ていただきますと、総務費の23節のところは413万2,000円昨年からふえております。具体的に数字を申し上げますと、昨年度町税過誤還付金として300万円予定されておったものが、今度の予算のほうでは何と713万2,000円もの金額が見込まれているということでございませうけども、この内容について詳しく御説明をいただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。過年度の県補助金とか国庫補助金、医療費等の補助金とかが今後出てきます。その額が大体合計しますと、昨年、25年度決算でいいますと728万1,000円ということで、700万円程度あります。この町税過誤等還付金、この「等」の中にそれを含めております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。（「国県分が入っているということですね」と呼ぶ者あり）

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。先ほどの同じ項目なんですけども、法人の還付金もたしか含まれているような言い方をされたと思います。この法人、

たしか3年連続かなって気がするんですけど、どういう捉え方されているんでしょうか。事務の取り扱い方、いわゆる扱い方にちょっと疑問を思うんですけども、どういう意味合いで理解されているんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 従業員50人以下か以上かという、あの件でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっとこれにつきましては、税務課のほうでしておるんですけども、一応それ以降に申告されるというところで毎年続いております。この件については、今後このようなことがないように言ってもらいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、税務課長の理解の仕方はどのように考えておられるのか。一番大切なのはそこなんで、担当課の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。各事業所からの確定申告によりまして、こういった過誤還付金が発生するということは、もう従来からの宿命といえますか、そういうルールでございますので、この過誤還付金につきましては、税制上発生するというふうに私は理解しております。

余りにもその還付金大きい事業所につきましては、町の税務課のほうから各そういう関係の事業所のほうに指導をしているといったような状況ございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。先ほど藤原資広議員からのいわゆるその法人町民税の考え方ということで、確かに私が税務課長をしておるときに、2年連続してその均等割の、いわゆる9号法人になると思うんですけど、が2年連続したという経緯がございまして、それも予定納税の段階においては50人以上の従業員がおると。ところが、確定申告による従業員数が48人とか47人とかというところがあったというところがありまして、その当時私どものほうからその事業所に対して、ちょっとその考え方というものがあくまでも確定やからそれは仕方ないということのお話もさせてもらった経緯がございまして。ところが、当初からそのものがわかっておるのであれば、予定納税の段階で、過少申告ということにもなりかねないんですけども、最終的にはそれが2年続くということはおかしいでしょうと。還付加算金を目当てにとっておられるのかということのお話もさせてもらった経緯がございまして。したがって、今、現課長もその辺のところについては対応していただいております。と思うんですけども、そういったことがない、まずその事業所が2年連続することは、もともと考え方がおかしいのではないかとこの指摘はさせてもらっ

た経緯がございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、次に行かせていただきます。

次に、3款民生費、59ページまでをお願いいたします。ございませんか、特に。ないようでしたら、次に行かせていただきますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、次に行きます。

次に、4款衛生費、65ページまでをお願いいたします。特に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。

次に、5款農林水産業費、72ページまでをお願いいたします。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、次に、6款商工費、75ページまでをお願いいたします。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。3目の大河内高原整備費の中で、それぞれ今回スキー場の整備計画等の予算が上がっているわけですが、その中で予算の概要説明の中で、地域創生リーディングプロジェクト事業というような事業の名称が説明資料に上がっているわけなんですけど、この事業は県の事業かなという気もするんですけど、この内容について具体的な内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それにつきましては、県の中播磨県民センターの事業でございます。県民センター長のほうから、峰山高原の振興に、特に冬場の集客イベント等に使ってほしいというところで1,000万円の予算をいただく予定をしております。27年度で。それにつきましては、町の一般会計を通さずに、地域の組織に対して交付するということでございまして、大河内高原活性化協議会というのがございますが、それだけじゃなしに、指定管理業者、リラクシアの指定管理業者も交えた中で新しい組織をつくっていただきたいという話をお聞きしております。27年に入りましたら県民センターと協議をしながら、具体的にどのようなイベントを実施していくか、指定管理を予定しております業者とも協議しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。74ページの農村改善センターの修繕工事に係る分なんですけども、こういう町が持っている公共施設の見直しを2

年間かけてされるということなんですけど、全般的に各観光施設でもかなり修繕が上ってきているんですけど、その結果を見て対応すべきじゃないでしょうか。というのは、例えば改善センターでしたら、先ほどの利用状況が4,700人、かなり低い状態ですよ。そうしますと、何もかも全てばらばらにお金使うんじゃないかと、計画立ってから、1年待てば結果が出るんですから、それ見て有効な活用の仕方に対応すべきじゃないかと思うんですけども、考え方どう考えておられるでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。この地下タンクにつきましては、これはもう修繕しなければいけないということでございまして、どういふふうに修繕するかいいましたら、今、2,000リットルの地下式タンクでございます。地下式タンクにつきましては、ガソリンスタンド等も一緒なんですけど、非常に安全性に問題があるということもありまして、この改善センターについても改修をするしかないというところでございまして、大きさを1,000リットル、大きさを半分にしまして、地上式のタンクにしたいというものでございます。

続いて、ヨーデルの森につきましては、ゴールデンウィークとかお盆とかの繁忙期につきましてトイレの水等が不足してまいります。ことしにつきましても、給水タンクで水を持っていった、地域振興課の職員が、ということもございまして、これじゃあいけないというところで、一応第2ポンプというポンプは開設当初から設けておったものですが、長年使っていないでこれが動かないというところがございまして、これを動くようにするためのポンプと配管の改修ということで530万円ということで予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、改善センターのことでちょっと再度質問いたします。仮に、この施設は利用者が少ないから、いわゆる廃止するという方向になったときに、1年間だけに投資する形になるんですけども、そういうやり方が無駄にならないのかということを知りたかったんですけど、どういふように理解されるでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 改善センターが廃止になるかどうかにつきましては、私どもはまだ結論は出ないと考えております。実際の利用としましても、四千数百人の方が利用していただいております。その方々の利用と、あと町の維持管理の費用、それも十分勘案しながら、今年度に策定する計画の中にも生かしていき、なおかつ公共施設の統廃合計画、これ総務課のほうでつくっていただきますが、そういう中でも十分検討した上で、残すか、残さないかの判断になると思いますので、やるべきときにはやはりやっておかないと仕方がないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。予算書75ページ、3目大河内高原整備費、13節の委託料のうちの峰山高原スキー場計画調査業務委託料1,300万でございますけども、予算の説明資料のほうの40ページを見ますと、峰山高原スキー場の整備事業ということで、1,300万でなくて1,319万7,000円という一般財源が使われていますけども、この差というか、19万7,000円はどこから来ておるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。1,300万円につきましては、環境アセス調査委託料と基本計画設計委託料で1,300万円でございます。残りの19万7,000円につきましては、各種申請等がございまして、その旅費を19万6,200円組んでおりまして、合計1,319万7,000円というところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。73ページの13節か、委託料で、上から2番目の桜華園の保育管理委託料200万円とありますが、これは相手先はどこでしたかいね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 少々お待ちください。どこだったかいな。（「73ページ」と呼ぶ者あり）これは、森林組合に下草刈りをさせていただきます、その費用でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 74ページですね。74ページ、委託料の中の観光施設保全活用整備計画策定業務委託料が上がっております。これは26年度に引き続きの委託だと思っんですね。この件につきましては、昨年の予算審議の中でも意見が出ておりましたが、やはり行政の一方通行じゃなしに、やはり地域とかいろんな声を聞くといったような、聞くべきだというようなやりとりの中で、そういう流れになるでしょうというような答弁だったと思っんですね。初年度についていうことは26年度については、いわゆるハード面のいわゆる専門的な業務が主なので、27年度、2年目ですね、についてはある程度そのソフト面、今後の運営計画等も含めた調査になるだろうというふうに記憶しとんですが、そのような流れの中で、これができ上がったから、それ、これやということであつたら困るというのが、昨年の予算審議の中の意見だったと思っんですね。それで具体的に公共施設の整備計画の件もあるんですけども、こういうのをあわせて、基本的にどういう流れでこれを決定していこうと、決定はなかなか難しいかもわかりませんが、この計画をつくっていこうとしておるのか、その辺を少し説明してい

ただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） この神河町観光施設保全活用整備計画につきましては、廃止ありきを念頭に置いた計画書ではございません。今ある観光施設をいかに活用できるかというのが本来の目的でございます、せっかくつくったものを目いっぱい活用できる方策を考える。その中で、もしももう役目を終えたほうがええとかいうようなことになりましたら、その中でも十分検討するとともに、公共施設の管理計画との整合性もとりながら、次の段階に進んでいくというところでございます、せっかく地域の皆さんに活用しておいていただいている施設でございますんで、必要最小限の経費で維持管理できて地域が活性化するのであれば、よりよい方策を委員会の中で協議していただくということも大きなテーマの一つでございます、議員がおっしゃいますような方向で取り組んでいく予定をいたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっとこだわったようなことでね、申しわけないんですが、私、12月に一般質問したんですね。その中で2点ほど、項目はちょっと指定している部分がありますので申しませんけども、指定管理者ですね。こういった計画を立てることについても、指定管理者の意向も踏まえてというようなことが2カ所ほど答弁にあったんですね。私、それを否定しとんやないんですけども、やっぱりこういうようなものをつくる段階では、住民などの地域の人とかいろんな人の意見を対比して、やっぱりいわゆる行政主導型でね、ある程度行政が主導型でつくっていただきたいなというような思いがありまして、あえてこの場で質問しよんですけどね。野村課長、思い出していただいたらいいんですけど、私の12月の一般質問のときに、指定管理者の意向も踏まえて云々というようなね、これは否定しとるんやないですよ。大切にせんなんけど、そうじゃない。やっぱり行政が主導でこういったもんは策定してほしいと。そういうことで言うておりますので、それについて、もし異論がありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 議員おっしゃいましたように、当然神河町が立てる計画でございますんで、役場が主導権を持って策定してまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでしたら、次に参ります。

7款土木費、80ページまでをお願いいたします。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。80ページの負担金、補助及び交付金か。空き家に関するが列挙されて、項目がいろいろあるんですけども、この実態で、

要するに、地区的に空き家が全然埋まらないところ、こっちの谷では結構埋まっているとか、そういうばらつきがあるんじゃないかということを知ったことがあるんですけども、引っ越してこられる方のニーズといたしまして、近くに川があって、田んぼや畑が少しできてとか、そういう理想論があるんやとは思いますが、そういう意味での、どういうんか、旧大河内、旧神崎エリアというような、何かうまく均衡して、ある程度のきれいな空き家が集まっているとか、そういう捉え方でええのか。結構詰まっているようなお話も聞かして、まだまだ全然だめなところもあるしというようなことも聞いたんですけど、現状を教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 昨年の11月、12月と各集落の区長さんにお願ひしまして空き家の実態調査をしております。今までにも何回かしたんですけども、もうちょっと範囲を広げまして、私どもが持っている古い情報もあわせて調査しまして、調査件数が238件調査しまして、その中で、空き家であろうということで173件の分を持ち主の方に、売られますか、貸されますかというようなアンケート調査、そういう意向がありますかというようなことを調査いたしまして、そのうち108件が返ってきました。その108件のうちで実際に空き家を貸してもええ、売ってもええという意向の方が46件ございました。その46件のうちの33件が空き家で、13件が空き土地でございます。両方とも合わせて46件あったところでございまして、旧大河内エリアにつきましては、そのうち12件、33件の家のうち12件が新野から大河原までの間で出てきております。寺前が5件あるんですけど。残りの21件が旧神崎エリアであるというところでございます。

これが、まだこれ実際33件、13件、空き家バンクに登録できているかといいましたら、まだできておりません。まだ最終的に私どもが現場を見て、本当に最終的にバンクに登録できるものかどうかちょっと調査しますんで、それができ次第、空き家バンクに登録していったら、三百数十人お待ちになっている方々に御案内して、少しでも入っていただきたいというふうに考えております。

どの辺のニーズが高いかといいましたら、やはり越知谷エリアが割とニーズが高いと、都会の方が入られる場合、そういう現状は今まで続いてきております。やはり川岸が、防災には弱いんですけども、自然な川が多いというような魅力があるのかなというふう感じております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 300件ぐらいが要するに情報を待っておられるということですか。すごいことやから、それこそ希望にはちょっと合わへんけどもとか、こんなやつあったらありますよというやつをどんどん出したらどうですか。買いたいとか住みたいとか言っただけすばらしいことだと思うんですけど、またほかの方は異論があるかもわかりませんが、区的、集落的にいろいろ難しい面があるかと思いま

すけれども、やはり空き家は何とか埋まっていたかと、今度は違う意味での課題とか、出火の原因が何かわかれへんけども、おかしなことになってみかんのでね。集落のにぎわいもできる。特に越知谷が多いということは、やはり川があってというような、のんびりしたというか、神河町自体の人柄もやっぱりある程度見ていただいているんじゃないかなと思いますんでね。ちょっとあれとは違いますけど、こんな人もあります、こんな人もありますいうて、そうやってどんどんやってくださいと思うんですけど、どうですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村です。ありがとうございます。そういう意気込みで現在も取り組んでおります。

ですけれども、やはりある程度私どものほうでチェックして、本当に出せるか、これは出しても後々困るなという案件かは、確認してから出したいと思うております。

利用者登録につきましては、空き家バンクに問い合わせがあった方について利用者登録をしていただいております。約350件ぐらいの方に登録いただいております。ですが、それらの方は、神河町だけじゃなしにほかにもダブルで登録されていますんで、全員が全員神河町に住みたい方ばかりではないということは確かなんですが、空き家バンクに登録しましたら、多分その年度のうちには成約になるんじゃないかというふうには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） その現状の確認なんですけども、空き家バンクを大体の方は財産として購入されているのか、それとも月幾らぐらいで貸してほしいという、その割合やね。買い取りが多いのか、やっぱりその間借りのな、1年間幾らで貸してくれとか、そういうバランスというたらどれぐらいですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 何%かいうのは、ちょっと私、今手元にはないんですけども、賃貸のほうが多いです。やはり売買になりましたら、案外思うたより値段が高い、売り主の方が高い設定の方が結構ありますんで成約なかなかなくて、結局そういう方についても、売れ残ってくればもう賃貸に回すというようなこともあります。ケース・バイ・ケースで、少しでも利用者の方に神河町へ入っていただきたいというふうな思いで取り組んでおまして、入っていただいた方については、推進員、各集落に2名、区長さんに御無理お願いして選んでいただいております。男女1名ずつということで、入っていただいた方に対して地元との橋渡し役をしていただくということで取り組んでおります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。今の廣納議員さんの、さとの空き家

事業に関連しての質問ですけれども、都会から住みたい、移り住みたいという方の要望の中に、家庭菜園もしたいという方が割と多くいらっしゃるのが事実なんですけれども、古民家は買っても、家庭菜園するための農地は農地法の関係でわずかであったら買えない。越知谷地区が特例的で1反以上をまとめ買いすれば大丈夫というふうなことがあるんですけれども、越知谷地区じゃない、私らの山田、中村地区のほうでも農業を一緒にしたいという声を聞くんですけれども、その借り家じゃなしに、土地を買うとか家を買ってもらえば永久的に永住されるというふうな色彩が濃くなるので、できれば仮住まいよりは購入して住んでもらったほうがいいと思うんですけれども、土地を入手しやすくするための、これは農地法で、各市町の農業委員会によって決定されると理解するんですけれども、1反未満の土地でも、家の軒根についている田畑を自由に買えるようになれば、都会から来る人は喜んで住みやすくなるんじゃないかと思うんですけれども、それは不可能なんではなかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 地域振興課の小林でございます。やはり農地法という法律がございますので、その法律で、越知谷地区と上小田ですか、その地区につきましては1反の特例を設けておりますけれども、そのほかは町内であれば3反、県下ほかのところであれば5反というような法令上の規定がございますので、これについてはどうしようもないと。あらゆるそういうような状況を鑑みまして、特例地区の拡大というようなことも考えていきたいと思っておりますけれども、ある一面においては、やっぱり農地のどんどん腐敗といったようなことも考えられますので、その辺のやっぱり法律のぐあいといいますか、その辺の兼ね合いが難しいところかなというふうには思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） できれば、越知谷地区とか上小田地区と同様に、町内を1反まで緩和していただけたら、より都会の人に人気が出ていいんじゃないかと思っておりますので、そのような取り計らいを検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 検討はさせていただきますけれども、農地として耕作するというのが、1反が適当なんか、3反が適当なんかと。家庭菜園であれば、やっぱり面積的にもかなり小規模といったような感じになってきますので、あくまでも農地法というのは農業を営むといったような兼ね合いもありますので、その辺も十分配慮しながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 家庭菜園の場合は、ほとんど1反以下、2畝とか3畝とか、広くても5畝までの範囲と思うんです。そういったものを耕作するには、農業じ

ゃない家庭菜園ですから、農業をするわけじゃない、家庭で消費する分でも農地の購入ができないのか。もし農地として登記してある部分をそういったものを購入する場合は、宅地に地目変換して買わんとだめなのか、また雑種地に地目変換して買うとか、何とかの方法はないものなのか、そこらの御指導をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 農地法というのは、あくまでも田、畑、採草放牧地という部分にして制限をされますので、1 畝、2 畝をどうしても農家以外の方が取得しようと思えば、農地以外の地目に変換して取得すると。ただ、農地以外の地目に取得することは、そういう、例えば駐車場にしますとかいうような目的がなければ転用許可が出ませんので、そのまま畑地で購入するというのはなかなか難しいといったようなことになろうと思います。

ですので、やっぱり財産にはなり得ないと思うんですけども、賃借、使用貸借、そういった兼ね合いでの耕作といったようなことをその本人が拡大していかれて、3 反の取得要件を取得されてからその農地を購入されるとかいったような方法しかとれないのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3 番 山下 皓司君） 3 番、山下です。7 8 ページにあるんですが、この河川費の中の工事請負費が出ております。7 カ所ですね。7 カ所、河川改修ですね。これがどこかなと思うて予算説明資料を見たんですが、同じことが書いてあるんやね。河川改修 7 カ所いうことですね。ことしの重点施策いうのか、主な事業、重要施策ですかね。それでその中に集落要望事業枠についてと、これことし 3 年目になったというようなことが書いてあるんですが、そこにもずっと総額が 1 億 5, 8 2 5 万円、そして一般財源では 7, 9 8 1 万円。そういうようなことを書いて、それぞれ防犯灯とかずっと、最後、河川改修 7 件、合わせて 7 5 件というようなことが書いてあるんですね。全部頭に入りませんので、今見た範囲では、消防施設も、説明資料を見た範囲ですね、どこやということは書いてない。それから河川も書いてないということですね。それがいいのかどうかやけど、やっぱりその予算を審議する中においては、そういったことも非常に関心があるんですね。そんなん地域のこと、どこでしょうとそれはもう執行部に任せということかもわかりませんが、やはりそういうことがあります。

というのは、これ 3 年前に各集落の要望事項を取りまとめてもらって、そのことについては議会のほうにも提出してもらったんですね。それでちょっと、いつの機会やったか忘れたんですが、議員のほうから、それ出してくれないかという要望した経緯があるんですわ。そんなこと言わんかて、先に出しとるがなと、そういうやりとりがあったんですが、やはり 3 カ年計画ですから、年度区分において提出されるので、その要望があったと思うんですが、そのときにはその答えは、今私が言うたように、否定的やった

んやね。そういうふうな経緯を踏まえながら、私が今さき方言いましたように、やはりどこでも構へん、要は河川部は7カ所ですがなというようなことを言わずに、ひとつこの説明、冒頭の重点施策の中の6ページに書いてある項目について、ひとつ一覧表をくれてないですかというように思うんです。

それとあわせまして、総額で1億5,825万円、そして一般財源ベースで7,981万円、いわゆる国の補助金が何ぼありますよというような財源内訳ですね。そういったものを整理した、ことし3年の最終年度ですので、ひとつそういう整理がしていただけいか。議長、ひとつその資料について取り計らっていただけたらと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長にお尋ねします。今の山下議員の要望で、この資料は今、まとめてしておられますか。これ、3カ年の要望の最終年度になりますんで。

建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。要望につきましては、各区からの要望をまとめております。それをまとめた上での予算でございますんで、それは持っております。もし議長のほうからということだったら、出せるようにはしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） これ、特別委員会るときでよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）では……（発言する者あり）ちょっと待って。ちょっと待ってといて。

どうぞ、山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 今、建設課長のほうは前向きのお話でしたんですが、他課にもありますんで、その辺の調整も含めてひとつお願いできひんかなと思うんです。

○議長（安部 重助君） ほかの課も多少あるんじゃないかと。住民生活課なんかありますね。その辺につきましても資料をお願いしておきます。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 各課の分につきましても取りまとめて出したいと思います。個々の工事費について、出していいものかどうかちょっとわからないんですが、そこら辺調整して出します。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事、箇所名だけで、工事費じゃなしに、お願いします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、5番、藤原です。山下議員と同じことなんですけど、年度別に分けていただいて、3カ年目ですから、1年目にどれだけ対応した、今26年度に何ぼの予定で、27年度は計画これだけですと。ほんで、国の補助、それから県、それから地元負担、一般財源、当初の話ではたしか3カ年で1億8,000万ほどの一般財源を使うてというような話あったと思いますんで、実際どのように動向が動いているのかわかるような一覧表ということで、今言われたように、もう消防施設からガードレール、安全施設、それからもろもろ、区要望で対応する部分の一覧表で

できたらお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 申しわけございません。3カ年、当初では取りまとめておるんですが、その後、区との調整で取り下げになったりとか、いろいろ変化しておりまして、それ、終わった後の部分については取りまとめておりませんので、ちょっと今のところこらえていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 担当課のほうで実績が恐らくあると思うんで、また後のほうでちゃんとした分を出していただきますようにしておきます。要望しておきます。ひとつよろしく、担当課長、お願いします。

次に、ほかの質問で。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、次に、8款の消防費、83ページまでをお願いいたします。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。83ページの10節の備品購入費、防災のための備品購入費、予算があるんですけども、福井県の原子力発電で万が一事故があった場合のヨウ素剤を備蓄すると、委員会でそのようなお答えお聞きしておるんですけども、その分の予算がこの中に入っているのか、またどこか別のところにあるのか、結局予算化されているのかということをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。小林議員様の御質問にお答えをいたします。

この中に入っておりまして、原子力災害の備蓄品としまして、安定ヨウ素剤、ヨウ化カリウム、物質的にはそういうふうに言いますが、それを金額ベースで6万円計上をしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今のそのヨウ化カリウムですけども、これは全町民ですか。それともまた若い若年層だけの人数分なのですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（足立 和裕君） 甲状腺等の被曝の関係でございますので、40歳以下の町民さんを対象に考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に進みます。

9款教育費、105ページまでをお願いいたします。9款、ございませんか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。はにおか運動公園についてちょっとお伺いします。

説明資料によりますと、嘱託職員2人常駐ということなのですが、使用があってもなかったものの常駐と考えるんですけど、これ、利用があるときにお願いするというようなことができないんですが、使用がないのに常駐における必要はないと思うんですけど、そこらの考えを一遍改善すべきじゃないかと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） ただいまのにお答えをします。

はにおか公園常駐2人というのは、1日交代で2人でございまして、通常は1名ということで、電話の番というのもありますけども、敷地内の整備であったりグラウンド整備等も含めて常駐をしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。年間を通じて2人で交代ということなのですが、そう年間ずっとずっと、使用があるときは、これはまあ管理としておるべきと思うんですけど、ないときもおる必要が、要らんのじゃないかと。それとすば一く神崎においても午後からシルバーに委託というようなことなのですが、そこらあたりの見直しいうものをする必要があるんじゃないか。ほかのところにおいてはそれぞれ、神崎にしても、公民館職員がある場合の対応とかいう形をとられておるんですけど、このはにおか公園に関しては、もう常駐で交代でおるとことのちょっと見直しいうものもするべきじゃないかと私は思うんですけど。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 検討はしていきたいと思います。現在、すば一く神崎につきましては使用のあるときのみということで、申し込みによってシルバーの配置をしておるところでございます。

はにおかにつきましては、通常、使用以外にもランニングでありますとかウォーキング等に来られる方もありますので、そういうのも含めまして1人を置いているという状況でございますが、先ほど御指摘のありましたように、今後そこらあたりのことについても検討していきたいというふうに思うところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。説明資料の31ページの食育計画の中の細目の中で、食育にランチョンマットを活用するとあるんですけども……（「これ衛生費」と呼ぶ者あり）ランチョンマットが……。

○議長（安部 重助君） ちょっと小林議員、待ってくださいよ。もうこれ……（「衛生費」と呼ぶ者あり）衛生費で、ちょっと若干過ぎていますんで。

○議員（10番 小林 和男君） 濟んどんか。ああ、そう。濟みません。

○議長（安部 重助君） 今ちょっと教育費のほうへ入っていますんで。

○議員（10番 小林 和男君） 濟みません。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。100ページの記念マラソン大会があるわけですけれども、過去に3年連続やったんかな。やってきて、途中からなくなってしまったという経緯があって、予算的なものであったかとは思いますが、その当時と、今回の規模的なもの、要するに、いわゆる記念行事として1回のみという考え方でええのか、それともある程度いけたら、将来的にはやっぱりPRも兼ねてもう一回やりたいというような考えもどこかにあるのか、そこら辺をとりあえずお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） まず、高原マラソンにつきましては、一つは、今回記念ということで開催をいたすところでございます。規模につきましては、過去3回行いました参加人数を見ますと、1,000人強の申し込みでございました。今回は一応目標としまして、ウォーキングも含めて2,000人程度の募集を考えたいと考えております。

それと、もう1点、今後どうするかという部分につきましては、廣納議員さんがおっしゃったように、予算的な面もございますので、そこらも含めて今大会の盛り上がり等を検討した上で今後検討したいというふうに考えております。

ただ、高原を活用した事業につきましては、マラソンだけでなく、ほかのイベント等も含めて今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） いわゆる3年しかできひんかった要するに要因を、またほんなら教えてください。というのが、2,000人来て3年やったけどあかんかったんかと。それやったら3,000人やったらやれるんか、5,000人やったらやれるんか。要するに、費用面やね。費用面がある程度、黒字になるとかそういう意味じゃなしに、とんとんで終わるんやったら、PR代が大分できたということでプラス要因がすごく多いと思うんですね。マラソン出る方は、聞くと、結構いろんなところへ要するに行かれているというか、マラソン仲間同士が、また、いついつここにあるよみたいな感じで連絡とり合ったりとかいうことも聞きましたんでね、結構、市川も全国的な規模でやられとるということで、市川でやれて、うちで何でやれないか。要するに、高原でやるからできないのか、それとも平地でやるところがないのか。そこら辺のところも踏まえてね。要するに、人数が多くなればできるのか。そうじゃないと、3年で終わったんはほかの要因やったのか、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 当時のマラソンの部分につきましては、一番大きな要因は、やはり補助金がなく一般財源が中心になるというところでもございましたが、当時の大会の中で、やはり夏に開催をしていたということで、そういう安全面も含めて検討したというところが1点。もう1点は、当時、合併当時でもございまして、神河マラソン、現在も続けておりますが、神河マラソンと高原マラソン、2つのマラソン大会をやっておりましたので、そこらの目的のところも検討いたしまして、当時の場合ですと、町民向けの青少年を対象としたマラソンを中心にやっていこうということで一本化をいたしました。

その後、今、廣納議員さんもおっしゃいましたように、現在では市民マラソンが大変盛んになってきているという部分もありまして、各マラソンでも参加費においてある程度の財源確保ができるわけですが、大きな大会、人気のある大会ですと、やはり1万円とか多額の参加費を取られる中で、今回もマラソンにおいて6,000円程度ということで、やはり一般財源の持ち出しも必要かというところにおきましては、今後そこらあたりのことも検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 2つあったということは、ちょっと私、把握していなかったんで申しわけなかったですけども、要するに、高原でやる部分と、一般町民、神河町民のためにやるマラソンというのは規模が違うと思うんでね、かかってくる予算が違うと思うんで、要するに安価なほうをとられたんか、それはちょっと想像ですけども、高原でやるマラソンは、やはり数字的というか、予算ベースでは当町では無理やというふうに受け取ってよろしいか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 非常に難しいんですが、参加人数と参加費というところにかかってくると思います。ただ、大河内高原でやる場合には、1万人を集めるというのは、交通関係の部分でありますとか、そういう部分では大変難しいというところになりますので、どうしてもやはり2,000人規模になると一般財源がなければなかなか開催できない。参加費だけではできないというのが現実ではないかなというふうに思うところでもございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでもございますので、次に、10款公債費から12款予備費、最後までをお願いいたします。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、次に行かせていただきます。

総括で質疑がございましたらお願いいたします。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。総括というんですか、予算説明資料の1ページから8ページを見ていく中で、予算の総額につきましては約4億弱ですね、ほどふえているという中で、それに当然のことながら一般財源も1億2,000万ほど、1ページの資料の中では、1億2,000万ほどふえていますというようになっています。しかしながら、経常一般財源等につきましてはやはり6,000万ほど減っているという中で、今回予算編成をされる中でかなり厳しくなったんじゃないかと思います。また、その中で、今年度につきましては、対前年度比よか1億2,800万円ですか、増の財政調整基金の繰り入れを行う中で今回の補正予算がなされたという状況ですんで、この予算編成というんか、27年度の予算についてどのような分析というのか、考え方がされているかということです。

それから、地方創生という部分の中での話が進む中で、27年度は地方創生の元年というような位置づけとなろうと思いますので、この点については町長にお尋ねしたいんですが、この27年度の予算についてどのように評価というんですか、点数をつけていられるかという部分について、この2点それぞれお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 1点目は、財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 1点目の、一般財源、または基金からの繰入金は今1億6,000万というところでございますが、これは粟賀小学校・幼稚園の取り壊し、これが丸々一般財源で1億2,000万というところでございますが、これが影響しております、もしこれがなければ昨年度の基金、財調基金取り崩し4,000万と同じというところでございます。いうところで、学校の取り壊しを一般財源だけでやったというところでございます。

○議長（安部 重助君） 続きまして、町長。

○町長（山名 宗悟君） 平成27年度予算を私としてどういう評価をしているかということでございます。

平成27年度は、神河町の総合戦略5カ年を計画をしていく年でもありますし、私としては重点施策の説明の中でも申し上げましたように、5カ年計画を立てる上においても、やはり神河町はこれからどういう方向に進んでいくのか、やっぱり活用すべき資源というのは農地と、そして何といても山林だというふうに思っているわけでありまして。地球環境が大きく変化する中で、やはりこの山の機能をもう一度再生をさせなければいけない。そのためにはやはり50年とか100年という、そういったイメージでまちづくりをしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういう意味から、常にランドデザインを描く年にもしたいというふうに言っているところであります。そういう意味においての先行型の国の平成26年度補正予算を活用して、そういった計画もしていきたいというふうに思っております。

そして、何といても具体的な人口減少対策をどう取り組むのかというところを、私の考えをもとに予算を各課で組んでくれたというところでもありますので、まだまだ足ら

ない部分もあるかもしれませんが、現時点で収支が何とか落ちつく範囲で財政のほうもまとめてくれましたので、私としては90点というふうなイメージは持っているわけがあります。

○議長（安部 重助君） ほか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。まず、1点目の質問の中で、もう少し教えていただきたいんですが、臨時の一般財源の話はよくわかるんですが、経常一般財源で、税、交付税の分を合わせますと大体6,000万ほど減ってきますので、当然経常収支比率については上がってくると思いますので、この27年度において経常収支比率を抑えるためにどのような工夫というんですか、努力をされたか、その辺がわかるようでしたらお教え願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 経常収支比率をどのように抑えたかというところなんですけども、なかなか物件費等にたくさん要りました。査定の段階でも建設に係るものはできるだけ抑えたわけなんですけども、結局のところ、経常収支比率は人件費、物件費等で上がってしまったというような状況で、財政としてはちょっともう一つであったかと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。まず、78ページの委託料の河川台帳修正委託料、これは委員会等でも説明を受けているところです。そしてやっと河川の台帳ができるというような運びになったということで予算計上されておるんですが、これはちょっと数字からは外れる、金額から別な話になるんですけども、やはり河川台帳というのは、道路の例でいいますと、道路管理条例というものがあっていわゆる道路台帳があるんですね。委員会でも申しましたけども、この台帳整備とあわせて、多分これは条例のほうがいいと思いますけれども、現在は要綱になっておりますけれども、やはり団体の意思決定として、条例として整備されたほうがいいと思うんですが、このことについて1点、担当課の見解をお尋ねします。

それから、79ページですね。負担金、補助及び交付金、若者世帯住宅取得支援補助金1,000万円、100万円ですので10戸分を想定されての予算化ですが、このことにつきましても、2月の産業建設常任委員会の中で考え方を述べていただきました。それで、まだその時点では担当課としての案であるというようなことであったというように思っただけですが、その時点で、やはりいろんな面からいうと、非常にいいことなんやけども、27年度からぽっと100万円ということになると、いろんな面でいわゆる落差が大き過ぎる、不公平感が生じないかということ、私だけじゃなしに、そういうような意見ですね、決定する委員会じゃなしに、閉会中の委員会ですから、そういうとこ

ろでとどめたんですね。開会の日委員長の報告にもそのことがしっかりと位置づけられておりました。そういう定義の中で、事前審査やないんですけども、産業建設常任委員会にそういうような提案がされるということは、やはり住民代表の声も聞くというようなことも私はあると思うんですね。ところが、いろいろ後、検討された結果、今の予算化されとんですけども、やはりひとつその辺の、もう少し、大勢の職員もいらっしゃいますし、それをおっくうがるというふうな表現、間違うとったらまた、課長、反論していただきたいんですけども、とりようによってはそういうふうな受けとめられると。やはり本当に住民サイドから見た場合には、もう少し工夫して補助金、この100万円というものにこだわるわけじゃないんですけども、100万円出すんやったら、例えば分割払いとか、最大ね、そういうような知恵を絞ってもらいたいというのが委員会での私の思いで、かなり粘っこく話ししたと思うんです。その後、そのときにすかつとした代案が出なかったもんですから、いわゆる不公平感を持たないようにやってほしいというのとどめたわけなんですけども、予算化された中で、今、私が申し上げたようなことがなぜ執行部のほうで取り上げてもらえなかったのか、また、これはあくまでも、予算は予算ですから、執行の段階で多少の判断というか、考え方を修正していこうというような思いがあるのか、その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） それでは、建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。河川台帳の委託の関係でございますが、今年度におきまして、旧神崎、旧大河内、合わせて96河川でございます。その準用河川の取り扱いがまちまちでございますので、その統一を図るために、現場を再度確認して、台帳整備に向けてのとりあえず委託ということで御理解いただきたいと思っております。

その中で、その委託をもってある程度できたやつを県または国のほうへ変更申請をしていかなければならない作業もございます。そういう順序を経て作業をやっていきたいと思っておりますので、その中で、今も議員さんから言われましたように、条例のことにつきましても、この台帳に向けて取り扱う中で考えていきたいと思っておりますので、今年度とか、そういう年度はちょっと難しいかもしれませんが、今後そういうことも含めて考えていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 2点目、地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。山下議員からは、先ほどおっしゃいましたように、委員会で意見を頂戴したところでございます。初日でも御説明したんですけども、その中で、グループ会議、政策調整会議、合わせて2時間以上、3時間近く議論をいたしました。その中の多くは、議員がおっしゃいましたように、26年度の方はどうするかというようなところを議論したんですけども、結局26年度につきましても、さかのぼりましたら25年度の方はどうなるんだと、25年度は切り捨ててええんかという議論が際限もなく続いてしまうということもございます。それと、

この事業自体が国土交通省の社会資本整備事業の交付金をいただきながら取り組む事業であるということをございます。この事業につきましては、やはり年度内での申請、年度内での完了が原則であるというところをございます。いろいろと議論して、何とかええ方法はないかなということも検討したんですが、この制度がある間は神河町として住宅取得の支援事業に取り組んでいこうということ、逆にさかのぼるんじゃなしに、もっと続けて、できるだけ続けていくことによって、町民の方に喜んでいただくような制度にしたいというふうに考えてますので、御理解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 建設課のほうでその認識をしていただいて、やはり町民の方が納得できるような河川台帳であり、その前提となる条例をつくっていただきたいと、そんな28年度言わずに何とか27年度中に対応してほしいというふうに思います。

2点目の件なんですが、野村課長の話はもう2回、3回聞いてます。それがあかんとやんやないんですわ。基本的にはもう何も異論ないんですが、やはりいわゆる制度を変えていくという場合には、いろんな場合、経過措置いうのがあるんですよ。だからその辺ができないかということですね。

それで、ちょっと話がずれますけど、今の政策、私もちょっとその辺がわからへんのんですけども、これ条例やったらね。これ要綱ですね。今の100万円支給しようかいうのはね。条例やったら修正しましょうかいうようなことできるんやけど、ようしませんけど、考え方をもっとしっかり述べられるんやけど、要綱なもんですから、いわゆる議決機関が手出せへんのや。予算のどこしか言われへんのやね。そういう性格のもんですから、ここでこういうふうにして同じことを繰り返して言いよんですけども、何とかそれを少しでも緩和できるような知恵、結局100万円渡すと50万円補助金がありますのでね、町の持ち出しは50万円やと言うたらそれまでの話であってやね、単費でせえとは言いませんけども、ある程度工夫をして、知恵を絞っていただけないでしょうか。同じことですので、もう同じ答弁だと思うんですけどね、時間ありますから、4月1日後でまだ工夫はできるんですよ。決して27年に交付しようとしている方への総額100万円を減らせと言うとるんやないんやね。その支給の工夫なんですよ、私がくどく言うとなはね。どうですか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。グループ会議を経て、政策調整会議で議論してまいりました。本当に、今、山下議員が言われるとおり、これについての議論が2時間、3時間というような議論をしたわけでございます。それを、今、野村課長が言いましたように、4月にすべきか、10月にすべきかとか、さかのぼるべきかとか、いろんな意見が出ました。しかし、最後にまとまったのが、やはりさかのぼってしても、その際の方、それから7月にしても、10月にしても、それぞれの前後の方、いろいろとそういうのが出てきます。そういう中で、やはり国の補助をもらって行くと、2分の

1の補助でございまして、それが4月1日から3月31日までの間の事業であるということで、それだったらもう今後、今言いましたように続けていくなら、そういう方を、たくさん建てていただいて、神河町に住んでいただくというような考えを持って、今後においてずっと続けていこうというような判断で、今の4月1日から3月31日ということになりました。

この100万につきましては、賃貸のほうで月2万の12カ月、24万掛ける5年で120万ということでございますので、それに見合う金額ということで100万、家を建てていただいたら永久的に住んでいただくと。いろいろと集落別懇談会でいろんな方の意見をいただいて、賃貸だけじゃなくて、ここに家を建てたり改造して住むのはどうなるんだというような意見もございましたので、今回これを取り上げたわけです。実際に本当に山下議員が言われるとおり、政策調整会議でもいろいろと悩んで議論したわけでございます。結果として、4月1日から3月31日ということになりました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 付託の予算委員会がある予定ですので、またそこで、また同じこと言うかもわかりません。私は、今の課長なり副町長の説明は十分理解しとんですね。よくわかった上で、しかしという思いが非常にあるものですから、今、課長なり副町長がおっしゃった、一生懸命町としても考えたんだということは非常にしっかりと受けとめて、また自分の心というか、気持ちの整理をして、また発言するかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。皆さんも御存じのとおり、27年10月から個人番号制度、マイナンバーの番号付与が、通知が始まると、28年の1月からそれが運用されるということで、国を初め、各自治体のほうでもそれに向けての準備を進めているようです。今回の27年度予算のほう、各項目を見てみましても、それなりの措置がされてるなということはあるわけですが、ただ、国が開発している中間サーバーですか、その分の開発がおくれている。何かNECとの共同開発がちょっとペースが遅いようなんですけれども、その辺のところとの連携とか、いろいろありますけれども、現在のところ、神河町において、それに向けての対応というのは順調に進んでおるんでしょうか。その辺のことを総務課長にお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） コンピューターのほうは今お話しのとおりでして、若干準備したものを翌年度に回すというふうなことをやっていくと。当町は、今現在、日立をベンダーとして扱っているということですが、国のほうの設計図が出てこないということで、少しやっぱりおくれおくれになってきているというのが実態であります。

組織全体でいいますと、コンピューターの準備とあわせて、マイナンバーに絡むいろんな業務で抜け落ちがないようにというふうなところでは、文書法制も含めて点検をしたりとかしているところですが、まだ、何ていうんでしょう、完璧というふうな準備体制になっているとはちょっと思えませんので、今後も注視をして、動きを早めていくという必要はあろうかなと思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の藤原日順さんの質問に関連してなんですけども、国民背番号制度いうふうなことなので、税制面に関する情報だけなのか、個人情報、例えば病歴とか、いろんな個人情報があると思うんですけども、そういったもの全て網羅したものなのか、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。細かい話が本当に今できかねます。いろんな取り決めといいますか、基本的には全て社会保険番号といいますか、ある分野ではもう全てわかるということが基本なんです。ただ、見ていいもの、見てはいけないもの、出ないようにする仕掛けであるということも当然あわせて考えていかれる制度ということで、もう少し具体化していく段階で説明をさせていただきたいと思います。きょうは具体的な説明ができません。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。以上で第45号議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、委員会条例第6条の規定により、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第45号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第120条の規定によって、議長から指名いたします。

藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、廣納良幸議員、小寺俊輔議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、小林和男議員、藤森正晴議員、以上11名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました11名の方を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、議長指名の11名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。16時20分までといたします。

午後3時52分休憩

午後4時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

大変時間がおくれまして申しわけございませんでした。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告いたします。

委員長に藤森正晴議員、副委員長に宮永肇議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

それでは、日程に戻ります。

日程第41 第46号議案

○議長（安部 重助君） 日程第41、第46号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第46号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第42 第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第42、第47号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。提案説明のときに町長が少し26年度の話をされ、7月に一般の方で高額医療が発生した、680万円やったかな、のあれですけども、人数的にどうなのか、極端に言えば、難しいあれでしたら大きくなる

やろうし、どういうものが一遍にどおんと来たのか、言える範囲でお願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 大きな骨折がございました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 何名ですか。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 済みません。件数までは私も承知してませんが、担当と話ししましたときに、複雑骨折ということでありましたので、それが一番大きいものだという、それは1件なんですけど、あと何件までかはちょっと承知してないんですけど。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 私は、逆に、骨折と思わずに、内臓関係の、要するに循環器とか消化器の何か、要するにがん関係とか、そういうもので極端に言うたら手術費用がぼおんと上がったんかな思うんですけど、一番大きいのは骨折ということですか。わかりました。ほかにちょっとそういう意味での内臓疾患のことがあればまた教えてください。後で結構ですから。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。保険給付費の中で、23年から、26年はまだ今から進んでいきよんですが、そういった動向を見ながらいわゆる保険給付費の予算化したというような説明があったと思うんですね。去年もそんな要望したと思うんですけども、その数値を、多分住民生活課では持つってや思いますので、特別委員会に資料提供していただけたらと思うんですけど。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長、資料用意できますか。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） はい。

○議長（安部 重助君） お願いしておきます。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第47号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第43 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第43、第48号議案、平成27年度神河町後期高齢者医

療事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第48号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第44 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第44、第49号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 同じようなお願いになるんですが、この介護保険の関係についてもいろいろ過去の経緯があると思います。ですので、住民生活課のほうには23年から26年というふうな言い方をしたんですが、そういう形での資料がいただけたらと、推移ですね、年度別の推移をいただけたらと思うんですが、議長、よろしく願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長、資料用意できますか。

どうぞ。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古です。昨年度にも出ささせていただきましたように、介護認定者の動向と、それとサービス給付費の動向ということで、26年度においては年度途中ではございますが、そのものを提出させていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。16ページの特定入所者介護サービス給付費3,774万9,000円が上げられているんですけども、特定入所者というのは低所得の方を対象にしている分と思うんですけども、その低所得の限度額はどのくらいの所得からこの特定入所者に該当するのか教えてください。

○議長（安部 重助君） ちょっと待ってくださいね。今の、資料を調べてます。

暫時休憩します。

午後4時28分休憩

午後 4 時 2 9 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。大変申しわけございません。私、今持っておる資料に載っておるとっておったわけですが、ちょっとそのところについて承知しておりませんので、予算特別委員会の中で報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） その限度額と、人数が何人ほどなのかということもあわせてお願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。そのものについても御報告させていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかにないようでございますので、質疑を終結します。

先ほどの健康福祉課長のほうの答弁、特別委員会でしっかりと答弁願いますようお願いいたします。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 4 9 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 4 5 第 5 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 4 5、第 5 0 号議案、平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。貝野のしんこうタウンの1期、2期、3期、3期の売れ行きが芳しくないというような感じを受けるんですが、いわゆる1期も2期もあるのかな、売れ残り、要するにどういう状態になってるか、1期、2期、3期分を教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。1期、2期で27戸の入居がございます。3期でも27戸を造成しておりまして、今、12戸が入居されて

おります。1期、2期につきましては全て完売、3期については、27分の12という状況でございます。今回の住宅取得制度を設けるということによりまして、多少新しい動きが出てくるんじゃないかなとも期待いたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。4ページ、5ページと絡むんですが、聞き違いしているかもわかりませんが、雑入で450万ありますね。カクレ畑のほうですね。それから、今度は5ページのほうで、補償、補填及び賠償金462万1,000円、この中で、私は収入が多いて支出が少ないんが正しいと思うんですが、それがどうなっているかということと、もう一つは、確かに説明によると、これは寺前宅地造成事業費と書いてありますが、需用費で修繕料が50万上がったって、これは聞き違いしているかもわかりませんが、何か道路の修繕だったというような話があったんですね。私、建物の、いわゆる造成地の中を走っている道路は皆町道かと思うんですが、その辺、説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 歳出につきましては、貝野と寺前とカクレ畑と3つに分けておりまして、カクレ畑につきましては、歳入のほうで、土地売り払い収入で2,576万9,000円と入居者負担金450万円で約3,000万円ぐらいを組んでおります。歳出につきましては、カクレ畑のほうで2,773万2,000円というふうな予算を組まさせていただきます。

道路につきましては、秋桜たうんで実は26年度で道路が一部少しへこんでいるというところがございます、町道だと私は思っていたんですが、調査しましたら、町道ではないと、幅員が足りないというところで、施設内道路扱いになっております。その分の補修が50万円、予算計上させていただきます。

しんこうタウンにつきましても、修繕費、道路とは限らないんですが、秋桜たうんでこのようなことがございましたので、予算措置的に直すべき予算も置いとかなあかなというところで、50万円計上させていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 1点目ですけどね。3番、山下です。私が言いましたんは、カクレ畑多自然居住推進事業入居者負担金が450万円ですと。これはあそこでセカンドハウスのように利用されている方からの収入なんですわ。使用料みたいなもんやね。そのお金は、多分あれはそこの事業者が一旦収納されて、それで大川原区と、それから個人もあるかもわかりません。町有地もありますと。そこへ、面積だと思んですけども、案分して、それで支払いされると。その中には町有地があるんですよ。町有地の分はここで残ってきて、繰越金の中へ入っとんですね。そういうことになると、450万円より少のうても、この462万1,000円、補償、補填及び、委託料は別です

わ。この額は下回っとらんとおかしいんですわ。今までそういう説明を何遍もしてもうて、どういう形で支払うかという表も、ちょっとそこら、どこに置いたか忘れちゃけども、もらったことがあるんですわ。それで私はそのときに、町に入る分も、これ別途会計でしていますけど、やはり一般会計に入れて、いわゆる財産収入のような形ですべきであるということ言うたんやけど、いや、これは事業が別ですから、ここで処理しますという、そういう説明もあったんですよ。この会計でね。ですから、少のうても、町以外が例えば95%としますと、95%分はこの補償、補填の中へ入るけど、あと5%は残らんとあかんのですわ。予備費とかいう中でね。そういうことを言うとなんですわ。それが一つ。

町道でない部分、幅員要件が足らんということだと思ふんやけど、どういうことなんか、それ、建設課長、ちょっと説明していただけますか。よろしくをお願いします。

まず1点目、野村課長、お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。この3目の補償、補填及び賠償金につきましては、これは土地が売れた場合の分でございます。その中で、大川原区に280万円、大川原の1組に182万円ということで、町に入る分は予備費に入っております、12万4,111円が町に入る分でございます。この予備費947万3,000円の中に町配当分のカクレ畑の253万6,844円、しんこうタウンの627万4,000円、繰り越しとしまして、山下議員御指摘の12万4,111円の5年分と、15区画が今ありますが、前は16区画でございまして、1区画売れたときの配当の残りが4万2,146円で、町の方として66万2,701円が繰り越しになっているというような予算でございまして、歳入歳出合わせましたら同じ金額になるというものでございます。

○議長（安部 重助君） 次に、建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。この道路の修繕に関しまして、私も現場のほうへ確認に行きました。それで私も町道だと思って現場へ行ったんですけども、台帳を見る中で、周辺の方は町道であって、この分に関しては、秋桜団地の管理道路というんですかね、そういう格好で、台帳からは外れておりました。そのために建設課のほうでは対応できないということで、今回予算のほうに上げさせてもうたという状況です。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。野村課長、今言われた計算表みたいな、再度、予算特別委員会に出していただけますか。私が何遍も言うように、450万円よりこっちの補償、補填のほうが高くなかったら、今、予備費で何ぼ言われましたね。合わへんのんですわ。というんは、あの土地については、取り組みの当初のときに、町有地があるんだから、その町有地の分はしっかりと町の管理下に置けというようなやりと

りもした記憶があるんですね。今、18戸ですか。セカンドハウスのに使われとんがね。その表をもらったんです。思い出しました、木栄ですね。そういうことがあるので、再度資料をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 議員御指摘のように、前つくっております資料、再度御提出させていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） お願いしておきます。

ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 再度しんこうタウンの件について、1期、2期は完売ということやったんですけども、3期も要するに期限つきというか、取得から3年以内に家を建てていただきたいという要望されていますね。だから1期の中に空き地があるように私は思うんですけど、隣の方が2つ買われたんか。要するにその分については2つやけど、一つには家を建ててるから、空き地として持つといっても構へんと、一つのもんとして買われたんかなと。その空き地はちょっとうろ覚えなんでね、申しわけないけども、そういう形態はありますか。

それと、秋桜たうんの50万円と、またこのしんこうタウンにも一応修繕費として50万円上げていると、今はどうもないけどもというような話がありましたので、それもおかしい話やなど。何かちょっと予定されてる、ここを手直ししたいとかいう部分があるんちゃいますか。なければこんなところに修繕費、できたばかりのところにすぐ修繕入るというのは、また逆に何かほかにも欠陥あるんちゃうかと思われても困るからね、そういう意味でも言うております。

その2点お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。議員御指摘のとおり、1期につきましては、2軒の方が2区画買われてます。要は4区画で家が2軒と、そういうふうなことになっておりまして、町としましては土地が売れたというところでございます。

その50万円の修繕費につきまして、本当に使い道としては特に今考えてないんです。考えてないんですが、ことしの秋桜たうんの例がありますので、何らかのことが、造成したばかりで何もないとは信じているのでございますが、何らかのことがあったときに対応できる予算がなければすぐに対応できないということがございますので、予備費的に置かせていただきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 土地が売れたらいいということで、逆に4区画のうち2区画の方が自分の隣を買って、将来何かしようとか、ガレージの大きなん置いとこうと

かいう意味かもわかりませんが、逆に土地が売れただけでよければ、3期分の、ひっついてはいないけれども、将来的に欲しいと、どういう意味かわかりませんが、とりあえず土地だけ置いときたいと、だから買うという手法もこれは可能ですか。というのが、3年という縛りが一応ありますでしょう。隣やったらわかるけども、ちょっと向こうともうちょっと向こうに将来孫にも誰々にも家を建てたいから、今のうちに自分のためにあれするんやという名目で、要するに土地だけ売ればええんやいうことを言われてたのでね、そういう売り方、買い方もできますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 現時点では、1期につきましては、もっと以前に売ってしまいましたので、これはしょうがなかったかなと思っております。3期につきましては、現時点では、申しわけないんですが、その考えでは今おりません。それにつきましては、そのような具体的な御相談が私どものほうにありましたら、それを受けてから十分対応、協議させていただきたいと思っております。現時点では、できるだけ早目に家を建てていただいて、町内の人口をふやしたいというのが我々の思いでございますので、そのときに検討させていただきたいと思っております。以上でございます。（「ひっついとって」と呼ぶ者あり）

ひっついておる場合については、これを一つとして購入していただきましたら、1期の例がございますので、それはオーケーせざるを得ないなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第50号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、住民生活課、足立参事が5時10分ごろに退席されます。

また、若干の時間延長もあるかと思っておりますが、審議続行して、時間延長があってもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。それでは、時間延長になるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

日程第46 第51号議案

○議長（安部 重助君） 日程第46、第51号議案、平成27年度神河町老人訪問看護

事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第51号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第47 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第47、第52号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。第52号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第48 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第48、第53号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第53号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第49 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第49、第54号議案、平成27年度神河町長谷地区振興

基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第54号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第50 第55号議案

○議長（安部 重助君） 日程第50、第55号議案、平成27年度神河町水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。25ページの一番下のホイールローダー購入費300万円とあるんですけども、ホイールローダー、300万で新車は買えないと思うんです。これ中古車購入の予定ですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道、橋本です。一応ホイールローダーについては新車で予算計上させていただいております。あるところから見積もりをとりまして、0.3立米ぐらいのこまいものでしたら買えるということで、予算化させていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第55号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第51 第56号議案

○議長（安部 重助君） 日程第51、第56号議案、平成27年度神河町下水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。第56号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第52 第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第52、第57号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。38ページのESCOの設備管理の委託料に1,099万5,000円上げられておるんですけども、大変大きな金額と思うんですけども、これによって省エネがどのくらいできて、どのくらいな利益が見込まれるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。この事業は平成21年度に行いまして、それ以降でございますけども、25年度まででございますが、年間光熱水費が2,000万円ほど減額となっておりますけども、このESCO設備管理委託料が1,000万ほどかかっておりますので、実質、ESCO事業を含めまして1,000万ほどの減額という状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。何ページやちょっとわからんようになったんですけど、機材購入ありましたね。それが約1億近いあれで、前にも1億ずつ大体あったんですけども、七、八千万でここ何年かは抑えていただいてしとったんやけども、この金額が上がった要因は、もう絶対これは辛抱できんと、使えないと、要するに使用期間も切れてメンテテンスのしようがない、保証がないとか、そういう意味、何かそれなりの理由があると思うんですが、それをお聞かせ願います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。廣納議員さんおっしゃるとおりでございます。ほとんどの部分につきましてはもう耐用年数が過ぎる部分でございます。それと、北館の改築の関係でとまったままになっている部分もございましたので、一部それととめてた分を上げました関係で、若干以前よりも金額が上

がっているような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、もう新築移転はないと、北館にシフト、町長が決断されたから、それで要するに北館に今度合うようなという、今まで辛抱して、新築のときにちょっとかえようという思いが北館の改修工事ということで踏ん切ったという、どないいうか、説明でよろしいか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。一部そのような部分も含まれている、そのとおりでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第57号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

付託議案審査のために、あすから3月16日まで休会といたします。

次の本会議は、3月17日午前9時再開といたします。

本日はこれで散会といたします。どうも長時間御苦労さまでした。

午後4時58分散会
